

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版			新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)			主な変更点
道立公園利用者数	ア(ウ)	③	道立公園利用者数	ア(ウ)	③	
水辺に親しめる河川空間整備数	ア(ウ)	③	水辺に親しめる河川空間整備数	ア(ウ)	③	
道民との協働により育てる樹木の本数	ア(ウ)	③	道民との協働により育てる樹木の本数	ア(ウ)	③	
景観行政団体移行市町村数	ア(エ)	④	景観行政団体移行市町村数	ア(エ)	④	
自然公園利用者数	ウ(ア)	⑤	自然公園利用者数	ウ(ア)	⑤	
自然保護監視員等の人数と監視延べ日数	ウ(イ)	①⑤	自然保護監視員等の人数と監視延べ日数	ウ(イ)	①⑤	
タンチョウの生息数	エ(ア)	⑦	タンチョウの生息数	エ(ア)	⑦	
野生動植物の目録を作成した分類群の数	エ(ア)	⑦	野生動植物種目録の目録を作成した分類群の数	エ(ア)	⑦	
「アライグマ防除実施計画」の策定市町村数	エ(イ)	⑦	「アライグマ防除実施計画」の策定市町村数	エ(イ)	⑦	
エゾシカ捕獲数及び農林業被害額	エ(ウ)	⑧	エゾシカ捕獲数及び農林業被害額	エ(ウ)	⑧	
エゾシカ推定生息数	エ(ウ)	⑧	<u>エゾシカ個体数指数(南部地域)</u>	<u>エ(ウ)</u>	<u>⑧</u>	
狩猟免許所持者数	エ(ウ)	⑧	エゾシカ推定生息数	エ(ウ)	⑧	
			狩猟免許所持者数	エ(ウ)	⑧	
(注) 指標群の設定の考え方等については、参考資料「指標群一覧」を参照			(注) 指標群の設定の考え方等については、参考資料「指標群一覧」を参照			
各主体の取組方向			各主体の取組方向			
《道民》			《道民》			
<ul style="list-style-type: none"> ルールやマナーを守って自然とふれあうとともに、地域の緑化活動など身近な自然を保全する取組に積極的に参加します。 野生動植物の保護に努めるほか、外来動植物やペットを適正に管理します。 			<ul style="list-style-type: none"> ルールやマナーを守って自然とふれあうとともに、地域の緑化活動など身近な自然を保全する取組に積極的に参加します。 野生動植物の保護に努めるほか、外来動植物やペットを適正に管理します。 			
《事業者》			《事業者》			
<ul style="list-style-type: none"> 開発行為の実施等に当たって、野生生物の生息・生育環境や自然景観などの自然環境に配慮するほか、自然環境の復元や森林・緑地の保全・整備に努めます。 工場や事業所の緑化、ビオトープの創出など身近な自然の保全と創造に努めます。 			<ul style="list-style-type: none"> 開発行為の実施等に当たって、野生生物の生息・生育環境や自然景観などの自然環境に配慮するほか、自然環境の復元や森林・緑地の保全・整備に努めます。 工場や事業所の緑化、ビオトープの創出など身近な自然の保全と創造に努めます。 			
《NPO等の民間団体》			《NPO等の民間団体》			
<ul style="list-style-type: none"> 自然観察会や植樹活動など、道民が自然を守る意識を高める取組を進めるとともに、自然とふれあう機会を提供します。 希少な動植物の保護、登山道等の整備、美化清掃など自然環境を守る活動に取り組みます。 			<ul style="list-style-type: none"> 自然観察会や植樹活動など、道民が自然を守る意識を高める取組を進めるとともに、自然とふれあう機会を提供します。 希少な動植物の保護、登山道等の整備、美化清掃など自然環境を守る活動に取り組みます。 			
《市町村》			《市町村》			
<ul style="list-style-type: none"> 自然環境の現状把握とそれに基づく保全施策の立案・実施や、自然環境への負荷が考えられる各種事業の実施においては、生物多様性の保全への配慮などに努めます。 自然環境に関する情報や、自然とふれあう場・機会を提供するとともに、公園の利用施設の整備や森林の保全・整備などを計画的に進めます。 			<ul style="list-style-type: none"> 自然環境の現状把握とそれに基づく保全施策の立案・実施や、自然環境への負荷が考えられる各種事業の実施においては、生物多様性の保全への配慮などに努めます。 自然環境に関する情報や、自然とふれあう場・機会を提供するとともに、公園の利用施設の整備や森林の保全・整備などを計画的に進めます。 			
道の施策			道の施策			
《施策の体系》			《施策の体系》			
この分野のうち、特に「生物多様性の保全」に係る施策については、個別計画である「生物多様性保全計画」に基づき具体的な施策を講じ、本計画と一体で取組を推進します。			この分野のうち、特に「生物多様性の保全」に係る施策については、個別計画である「生物多様性保全計画」に基づき具体的な施策を講じ、本計画と一体で取組を推進します。			
また、施策の推進にあたっては、各分野で策定されている関連計画等との調和を図ります。			また、施策の推進にあたっては、各分野で策定されている関連計画等との調和を図ります。			



《施策の方向》

ア 自然環境等の保全及び快適な環境の創造

(ア) すぐれた自然環境の保全

○ すぐれた自然環境の保全を図るため、「自然環境保全指針」に基づき、道自然環境保全地域等の指定や自然公園にかかる公園計画の見直しを進めるとともに、保護地域の適切な管理や監視等を行います。

＜主な取組＞

- ・自然保護監視員及び生物多様性保護監視員を配置し、自然公園等における適切な保護管理、監視等を行います。

○ 「湿原保全マスタープラン」に基づき湿原生態系の適切な保全を進めるほか、自然再生法に基づく自然再生全体構想を基に実施されている自然再生事業などを促進します。

(イ) 公益的な機能の高い森林の保全

○ 「森林づくり基本計画」に基づき、地域の特性やそれぞれの森林に求められる機能に応じて適切に森林を区分し、計画的な森林の整備・保全を進めます。

＜主な取組＞

- ・道独自の皆伐上限や植栽ルールの設定、生物多様性ゾーンなどのゾーニング*の例示など地域特性を踏まえた森林計画の策定を進めます。



《施策の方向》

ア 自然環境等の保全及び快適な環境の創造

(ア) すぐれた自然環境の保全

○ すぐれた自然環境の保全を図るため、「**北海道自然環境等保全条例**」に基づき、道自然環境保全地域等の指定や自然公園にかかる公園計画の見直しを進めるとともに、保護地域の適切な管理や監視等を行います。

＜主な取組＞

- ・自然保護監視員及び生物多様性保護監視員を配置し、自然公園等における適切な保護管理、監視等を行います。

○ 「湿原保全マスタープラン」に基づき湿原生態系の適切な保全を進めるほか、自然再生法に基づく自然再生全体構想を基に実施されている自然再生事業などを促進します。

(イ) 公益的な機能の高い森林の保全

○ 「森林づくり基本計画」に基づき、地域の特性に**応じた森林づくりを進めるため、発揮を期待する**森林を区分し、計画的な森林の整備・保全を進めます。

＜主な取組＞

- ・道独自に**水資源保全ゾーン**や生物多様性ゾーンを設定するなど地域の特性に**応じた**森林計画の策定を進めます。

・地域指定の根拠は条例であるため適切な表現に修正

・最新計画を踏まえた表記に修正

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)	主な変更点
<p>・国有林を管理する森林管理局と緊密な連携を図り、複層林化や針広混交林など機能に応じた多様な森林の保全・整備を図ります。</p> <p>(ウ) 快適な環境の保全と創造</p> <p>○ 生物の生息空間として重要な河川、湖沼、海岸、浅海域など、多様な水辺空間の保全と整備を進めます。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道の川づくり基本計画」に基づき、多様な植物が育ち、多くの生き物が棲む「生きている川」を目指し、良好な河川環境を保全・復元する川づくりを推進します。 ・「海岸保全基本計画」に基づき、砂浜の保全や海岸林の整備など自然環境と共生する海岸づくりを進めます。 ・生物多様性が豊かで高い生産力に寄与する藻場・干潟の保全活動を支援します。 <p>○ 自然の連続性などみどりのネットワーク形成や自然環境・生態系に配慮して、身近なみどりの保全・回復・創造をすすめます。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園、緑地、街路樹等の保全・整備などにより都市緑化を推進します。 <p>(エ) 北海道らしい景観の形成</p> <p>○ 「景観形成ビジョン」に基づき、「美しい景観のくに、北海道」を目指して、自然と調和した良好な景観形成を推進します。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づく規制の適正な運用をはかるとともに、広域的な景観づくりに向けた連携や市町村による景観づくりを促進します。 ・史跡、名勝、天然記念物等の文化財の保存・活用を推進します。 <p>イ 知床世界自然遺産の厳格な保全と適正な利用</p> <p>○ 世界に誇れる道民の財産である知床を将来に渡り厳格に保全するとともに、その適正な利用を図るため、関係機関と連携し保全措置や普及啓発を進めます。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「世界自然遺産・知床の日」を中心に、知床に直接又は間接的に触れ、その普遍的な価値に対する理解を深める機会を提供します。 ・遺産地域の保全と持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みの両立を目的として、関係機関と連携し、知床海洋生態系のモニタリングなどの保護管理措置等を推進します。 ・知床における観光利用の基本方針である「知床エコツーリズム戦略」を踏まえ、関係機関と連携しながら、遺産地域に関する自主ルールの普及など遺産地域の保全と適正な利用に向けた取組を進めます。 <p>ウ 自然とのふれあいの推進</p> <p>(ア) 自然とのふれあいの場と機会の確保</p> <p>○ 人々にうるおいやすらぎをもたらす自然とのふれあいを推進するため、ふれあいの場となる利用施設の整備・維持管理や自然体験などの機会の提供を進めます。</p> <p>＜主な取組＞</p>	<p>・国有林を管理する森林管理局と緊密な連携を図り、複層林化や針広混交林化など登壇が求められる機能に応じた多様な森林の保全・整備を図ります。</p> <p>(ウ) 快適な環境の保全と創造</p> <p>○ 生物の生息空間として重要な河川、湖沼、海岸、浅海域など、多様な水辺空間の保全と整備を進めます。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道の川づくりビジョン」に基づき、多様な植物が育ち、多くの生き物が棲む「生きている川」を目指し、良好な河川環境を保全・復元する川づくりを推進します。 ・「海岸保全基本計画」に基づき、砂浜の保全や海岸林の整備など自然環境と共生する海岸づくりを進めます。 ・生物多様性が豊かで高い生産力に寄与する藻場・干潟の保全活動を支援します。 <p>○ 自然の連続性などみどりのネットワーク形成や自然環境・生態系に配慮して、身近なみどりの保全・回復・創造をすすめます。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園、緑地、街路樹等の保全・整備などにより都市緑化を推進します。 <p>(エ) 北海道らしい景観の形成</p> <p>○ 「景観形成ビジョン」に基づき、「美しい景観のくに、北海道」を目指して、自然と調和した良好な景観形成を推進します。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づく規制の適正な運用をはかるとともに、広域的な景観づくりに向けた連携や市町村による景観づくりを促進します。 ・史跡、名勝、天然記念物等の文化財の保存・活用を推進します。 <p>イ 知床世界自然遺産の厳格な保全と適正な利用</p> <p>○ 世界に誇れる道民の財産である知床を将来に渡り厳格に保全するとともに、その適正な利用を図るため、関係機関と連携し保全措置や普及啓発を進めます。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「世界自然遺産・知床の日」を中心に、知床に直接又は間接的に触れ、その普遍的な価値に対する理解を深める機会を提供します。 ・遺産地域の保全と持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みの両立を目的として、関係機関と連携し、知床海洋生態系のモニタリングなどの保護管理措置等を推進します。 ・知床における観光利用の基本方針である「知床エコツーリズム戦略」を踏まえ、関係機関と連携しながら、遺産地域に関する自主ルールの普及など遺産地域の保全と適正な利用に向けた取組を進めます。 <p>ウ 自然とのふれあいの推進</p> <p>重(ア) 自然とのふれあいの場と機会の確保</p> <p>○ 人々にうるおいやすらぎをもたらす自然とのふれあいを推進するため、ふれあいの場となる利用施設の整備・維持管理や自然体験などの機会の提供を進めます。</p> <p>＜主な取組＞</p>	<p>・最新計画の表記に修正</p>

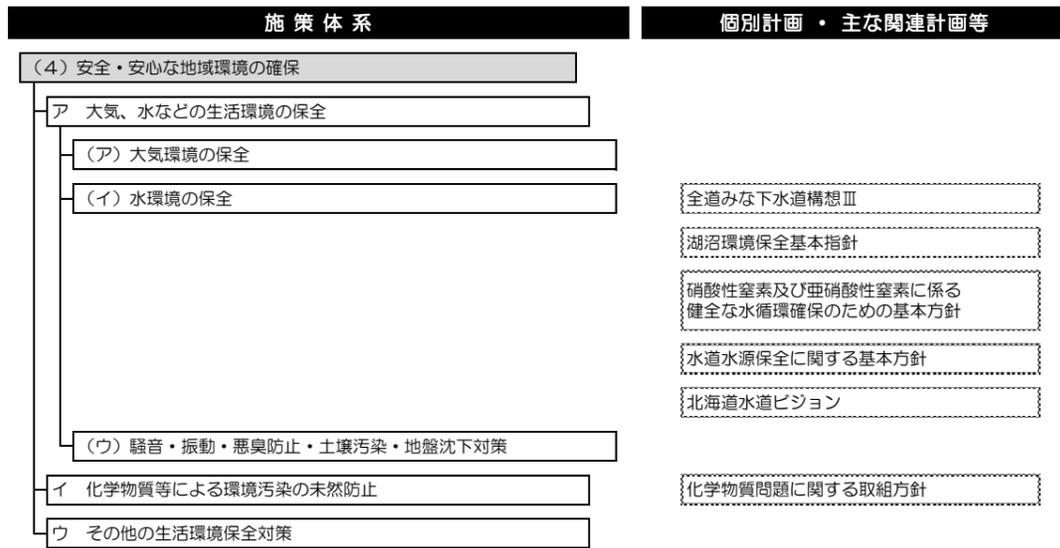
旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)	主な変更点
<ul style="list-style-type: none"> ・各自然公園のすぐれた風景地を保護するとともに、利用者の安全確保及び適正な利用を推進するため、防護柵や木道などの公園施設の整備・補修を進めます。 ・野幌森林公園や道民の森などを活用し、植樹や自然観察会など自然とふれあうさまざまな機会を提供します。 ・エコツーリズムやグリーンツーリズム*などの自然環境にやさしいツーリズムを推進します。 <p>(イ) 自然の適正な利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然環境の適正な利用を図るため、観光・アウトドア関連の事業者とも連携し、普及啓発や人材の確保及び育成を進めます。 <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園内における現地調査や巡視、公園利用者への指導など、自然環境保全に係る利用指導や普及啓発を進めます。 ・「北海道アウトドア資格制度」に基づき、安全や自然環境に配慮しながらアウトドア活動の楽しさを伝える「認定ガイド」や「優良事業者」を育成し、その活用を図ります。 <p>(ウ) 飼養動物の愛護と管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「動物愛護管理推進計画」に基づき、動物愛護に関する普及啓発、特定動物の飼養者による動物の適正管理の推進、一般家庭における動物の適正飼養の推進などの取組を進めます。 <p>工 野生生物の保護管理</p> <p>(ア) 希少野生動植物種の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「希少野生動植物種保護基本方針」に基づき、捕獲等の規制や監視、生息地等の維持・再生、道民等との協働による監視活動などを進めます。 <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲等の行為を禁止する「指定希少野生動植物種」や生息・生育地を一体的に保護する「生息地等保護区」の指定を進めます。 ・関係機関と連携し、タンチョウの保護増殖を図ります。 <p>(イ) 外来種の防除の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「外来種対策基本方針」に基づき、外来種を「入れない」「捨てない」「拡げない」ことを基本として、外来種の指定や防除などを推進します。 <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本道の生物多様性保全に著しい影響を及ぼすものとして生物多様性保全条例に基づき指定する指定外来種の防除の促進に努めるとともに、追加の指定について検討します。 ・アライグマやセイヨウオオマルハナバチ、ブルーギルなど問題となっている外来種について、関係機関と連携して駆除等の対策を推進します。 <p>(ウ) 野生鳥獣の適正な保護管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「エゾシカ管理計画」に基づき、人とエゾシカとの適切な関係を築き、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とし、個体数管理や有効活用などの総合的な対策に取り組 	<ul style="list-style-type: none"> ・各自然公園のすぐれた風景地を保護するとともに、利用者の安全確保及び適正な利用を推進するため、防護柵や木道などの公園施設の整備・補修を進めます。 ・野幌森林公園や道民の森などを活用し、植樹や自然観察会など自然とふれあうさまざまな機会を提供します。 ・エコツーリズムやグリーンツーリズム*などの自然環境にやさしいツーリズムを推進します。 <p>重 (イ) 自然の適正な利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然環境の適正な利用を図るため、観光・アウトドア関連の事業者とも連携し、普及啓発や人材の確保及び育成を進めます。 <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園内における現地調査や巡視、公園利用者への指導など、自然環境保全に係る利用指導や普及啓発を進めます。 ・「北海道アウトドア資格制度」に基づき、安全や自然環境に配慮しながらアウトドア活動の楽しさを伝える「認定ガイド」や「優良事業者」を育成し、その活用を図ります。 <p>(ウ) 飼養動物の愛護と管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「動物愛護管理推進計画」に基づき、動物愛護に関する普及啓発、特定動物の飼養者による動物の適正管理の推進、一般家庭における動物の適正飼養の推進などの取組を進めます。 <p>工 野生生物の保護管理</p> <p>重 (ア) 希少野生動植物種の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「希少野生動植物種保護基本方針」に基づき、捕獲等の規制や監視、生息地等の維持・再生、道民等との協働による監視活動などを進めます。 <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲等の行為を禁止する「指定希少野生動植物種」や生息・生育地を一体的に保護する「生息地等保護区」の指定を進めます。 ・関係機関と連携し、タンチョウの保護増殖を図ります。 <p>重 (イ) 外来種の防除の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「外来種対策基本方針」に基づき、外来種を「入れない」「捨てない」「拡げない」ことを基本として、外来種の指定や防除などを推進します。 <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本道の生物多様性保全に著しい影響を及ぼすものとして生物多様性保全条例に基づき指定する指定外来種の防除の促進に努めるとともに、追加の指定について検討します。 ・アライグマやセイヨウオオマルハナバチ、ブルーギルなど問題となっている外来種について、関係機関と連携して駆除等の対策を推進します。 <p>重 (ウ) 野生鳥獣の適正な保護管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「エゾシカ管理計画」に基づき、人とエゾシカとの適切な関係を築き、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とし、個体数管理や有効活用などの総合的な対策に取り組 	

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)	主な変更点
<p>みます。</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟期間の延長や捕獲頭数制限の緩和をはじめ、市町村などによる一斉捕獲の促進や国が創設した「指定管理鳥獣捕獲等事業」を活用した取組など、関係機関との連携による、個体数管理の充実を図ります。 ・消費拡大に向けた「シカの日」の定着促進や、道産ジビエとしてのエゾシカ肉のブランド化に向けた取組など、地域資源としての有効活用を推進します。 <p>○ 「ヒグマ保護管理計画」に基づき、道民とヒグマのあつれき軽減とヒグマ地域個体群の存続を両立するための取組を推進します。</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ヒグマ注意特別月間」の設定やヒグマに遭わないための基本ルールの周知など、事故防止に向けた情報提供や普及啓発を推進します。 ・個体数動向調査や分布調査などにより科学的データや情報の収集に努め、適正な保護管理を進めます。 <p>○ 「アザラシ管理計画」に基づき、アザラシ類による漁業被害を軽減し、人とアザラシ類との共存を図るための取組を推進します。</p> <p>○ 「鳥獣保護管理事業計画」に基づき、鳥獣保護区の指定や適正な狩猟の管理など野生鳥獣の保護管理に関する基盤的施策を推進します。</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域の指定、鳥獣捕獲許可の適正な運用などにより、野生鳥獣の保護管理を進めます。 ・狩猟に伴う事故防止や法令順守など狩猟の適正化を推進するとともに、狩猟者の減少と高齢化に対応するため、人材育成を進めます。 ・人獣共通感染症の発生状況等について関係機関と連携して情報を収集し、必要に応じて鳥獣への感染状況等に関する調査や感染防止対策を講じます。 <p>(4) 安全・安心な地域環境の確保</p>	<p>みます。</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟期間の延長や市町村などによる一斉捕獲の推進、国が創設した「指定管理鳥獣捕獲等事業」を活用した取組など、関係機関との連携による、個体数管理の充実を図ります。 ・消費拡大に向けた「シカの日」の定着促進や、道産ジビエとしてのエゾシカ肉のブランド化に向けた取組など、地域資源としての有効活用を推進します。 <p>○ 「ヒグマ管理計画」に基づき、道民とヒグマのあつれき軽減とヒグマ地域個体群の存続を両立するための取組を推進します。</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ヒグマ注意特別期間」の設定やヒグマに遭わないための基本ルールの周知など、事故防止に向けた情報提供や普及啓発を推進します。 ・個体数動向など生息状況の把握に努め、適正な保護管理を進めます。 <p>○ 「アザラシ管理計画」に基づき、アザラシ類による漁業被害を軽減し、人とアザラシ類との共存を図るための取組を推進します。</p> <p>○ 「鳥獣保護管理事業計画」に基づき、鳥獣保護区の指定や適正な狩猟の管理など野生鳥獣の保護管理に関する基盤的施策を推進します。</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域の指定、鳥獣捕獲許可の適正な運用などにより、野生鳥獣の保護管理を進めます。 ・狩猟に伴う事故防止や法令順守など狩猟の適正化を推進するとともに、狩猟者の減少と高齢化に対応するため、人材育成を進めます。 ・人獣共通感染症の発生状況等について関係機関と連携して情報を収集し、必要に応じて鳥獣への感染状況等に関する調査や感染防止対策を講じます。 <p>(4) 安全・安心な地域環境の確保</p>	<p>・最新計画を踏まえた表記に修正</p>
<p>めざす姿 (あるべき姿のイメージ)</p> <p>おいしい空気、きれいな水が維持され、汚れの進んでいた湖沼の水質は、次第に改善されています。</p> <p>また、森林の水源涵養機能を含め、流域全体を総合的に捉えた健全な水循環の確保が図られています。</p> <p>さらには、化学物質等による環境への影響が低減され、健康で安全・安心に生活できる環境が保たれています。</p>	<p>めざす姿 (あるべき姿のイメージ)</p> <p>おいしい空気、きれいな水が維持され、汚れの進んでいた湖沼の水質は、改善されています。</p> <p>森林の水源涵養機能を含め、流域全体を総合的に捉えた健全な水循環が確保されています。</p> <p>化学物質等による環境への影響が低減され、健康で安全・安心に生活できる環境が保たれています。</p>	<p>・SDGsに係る記載追加</p>

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)	主な変更点
<p>《現状と課題》</p> <p>《大気・水などの生活環境の保全》</p> <p>○ 大気環境は良好な状態を維持しており、光化学オキシダント*を除き概ね環境基準を達成しています。</p> <p>なお、光化学オキシダントについては、大陸からの移流などが環境基準達成率の低い原因と考えられていますが、道内の濃度は大気汚染防止法で定める緊急時注意報の発令基準値は下回っています。</p> <p>また、平成21年9月に新たに環境基準が設定された微小粒子状物質 (PM_{2.5}) については、大陸からの越境大気汚染の影響などから、道内でも注意喚起を実施する事態が生じており、監視体制の充実等が求められています。</p> <div data-bbox="225 674 1285 898" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><環境基準達成状況 (平成25年度、短期的評価を除く)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素 100% (有効測定局:【一般大気】63局、【自動車排ガス】15局) ・浮遊粒子状物質 100% (有効測定局:【一般大気】53局、【自動車排ガス】17局) ・二酸化硫黄 100% (有効測定局:【一般大気】65局、【自動車排ガス】1局) ・光化学オキシダント 4% (達成局:1局/有効測定局:25局) ・微小粒子状物質 100% (有効測定局:【一般大気】7局、【自動車排ガス】6局) </div> <p>○ 道内の河川における環境基準達成率は比較的高くなっていますが、湖沼など閉鎖性水域における達成率は低くなっています。</p> <p>また、地下水については、引き続き一部の地域において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素などによる汚染が確認されています。</p> <div data-bbox="225 1140 1285 1297" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><環境基準達成状況 (平成26年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川 (BOD) 96.8% (達成水域180/類型指定水域186) ・湖沼 (COD) 54.5% (達成水域6/類型指定水域11) ・海域 (COD) 83.1% (達成水域54/類型指定水域65) </div> <p>○ 湖沼などの閉鎖性水域や地下水については、その流動性が低いことなどから水質改善には相当の期間を要するものと考えられています。引き続き継続的な監視や汚染源への規制・指導を実施するとともに、水環境を流域全体で捉え、健全な水循環の確保を図る視点にたって横断的に施策を展開することが重要です。</p> <p>○ 騒音に関する環境基準達成率は、一般環境騒音及び自動車騒音とも高い状況となっていますが、航空機騒音については新千歳空港・千歳飛行場で達成できていません。</p> <div data-bbox="225 1654 1285 1812" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><環境基準達成状況 (平成26年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 90.5% (基準達成地点:76地点/測定地点数:84地点) ・自動車 97.3% (基準達成住居等16,091戸/評価対象住居等16,540戸) ・航空機 50.0% (基準達成空港・飛行場2ヶ所/測定空港・飛行場4ヶ所) </div> <p>《化学物質等による環境汚染の未然防止》</p>	<p>《現状と課題》</p> <p>《大気・水などの生活環境の保全》</p> <p>○ 大気環境は良好な状態を維持しており、光化学オキシダント*を除き概ね環境基準を達成しています。</p> <p>なお、光化学オキシダントについては、大陸からの移流などが環境基準達成率の低い原因と考えられていますが、道内の濃度は大気汚染防止法で定める緊急時注意報の発令基準値は下回っています。</p> <p>また、平成21年9月に新たに環境基準が設定された微小粒子状物質 (PM_{2.5}) については、大陸からの越境大気汚染の影響などから、道内でも注意喚起を実施する事態が生じており、監視体制の充実等が求められています。</p> <div data-bbox="1397 663 2457 888" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><環境基準達成状況 (平成30年度、短期的評価を除く)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素 100% (有効測定局:【一般大気】60局、【自動車排ガス】14局) ・浮遊粒子状物質 100% (有効測定局:【一般大気】47局、【自動車排ガス】17局) ・二酸化硫黄 100% (有効測定局:【一般大気】58局、【自動車排ガス】1局) ・光化学オキシダント 0% (達成局:0局/有効測定局:27局) ・微小粒子状物質 100% (有効測定局:【一般大気】14局、【自動車排ガス】8局) </div> <p>○ 道内の河川における環境基準達成率は比較的高くなっていますが、湖沼など閉鎖性水域における達成率は低くなっています。</p> <p>また、地下水については、引き続き一部の地域において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素などによる汚染が確認されています。</p> <div data-bbox="1397 1129 2457 1287" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><環境基準達成状況 (平成30年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川 (BOD) 96.8% (達成水域180/類型指定水域186) ・湖沼 (COD) 54.5% (達成水域6/類型指定水域11) ・海域 (COD) 81.5% (達成水域53/類型指定水域65) </div> <p>○ 湖沼などの閉鎖性水域や地下水については、その流動性が低いことなどから水質改善には相当の期間を要するものと考えられています。引き続き継続的な監視や汚染源への規制・指導を実施するとともに、水環境を流域全体で捉え、健全な水循環の確保を図る視点にたって横断的に施策を展開することが重要です。</p> <p>○ 騒音に関する環境基準達成率は、一般環境騒音及び自動車騒音は9割以上、新幹線騒音は7割5分、航空機騒音は5割という状況となっています。新千歳空港・千歳飛行場での航空機騒音については達成できていません。</p> <div data-bbox="1397 1644 2457 1843" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><環境基準達成状況 (平成30年度 (新幹線騒音については令和元年度))></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 93.3% (基準達成地点:84地点/測定地点数:90地点) ・自動車 97.1% (基準達成住居等15,712戸/評価対象住居等16,177戸) ・新幹線 75.0% (基準達成地点:3地点/測定地点数:4地点) ・航空機 50.0% (基準達成空港・飛行場2ヶ所/測定空港・飛行場4ヶ所) </div> <p>《化学物質等による環境汚染の未然防止》</p>	<p>・最新の状況反映</p> <p>・具体的な状況記載</p>

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)	主な変更点																																																
<p>○ ダイオキシン類などの化学物質による明らかな環境汚染は確認されていません。 今後とも、環境汚染を未然に防止するため、PRTR 制度*の円滑な運用などを通じ、排出量の削減や、適切な管理、リスクコミュニケーション*の推進を図ることが必要です。</p> <p>《その他の生活環境保全対策》 (公害苦情) ○ 地域住民から市町村や道の窓口に寄せられた公害苦情件数は、平成 17 年度の 2,466 件をピークに減少傾向（平成 25 年度：1,851 件）にあります。</p> <p>(放射性物質による環境汚染の監視) ○ 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故は、福島県を中心に放射性物質による甚大な環境汚染を引き起こしました。 道でもこの事故を踏まえ、海水や海水浴場、土壌、水道水などの放射性物質のモニタリング調査を行い、その結果について情報提供してきたところです。 放射性物質による汚染への対処やモニタリングは、専門的知見を持つ国が中心となり実施することとされていますが、道としても、道民の安全・安心の確保のため必要な環境モニタリングなどを実施することが求められています。</p>	<p>○ ダイオキシン類などの化学物質による明らかな環境汚染は確認されていません。 今後とも、環境汚染を未然に防止するため、PRTR 制度*の円滑な運用などを通じ、排出量の削減や、適切な管理、リスクコミュニケーション*の推進を図ることが必要です。</p> <p>《その他の生活環境保全対策》 (公害苦情) ○ 地域住民から市町村や道の窓口に寄せられた公害苦情件数は、平成 17 年度の 2,466 件をピークに減少傾向（平成 30 年度：1,388 件）にあります。</p> <p>(放射性物質による環境汚染の監視) ○ 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故は、福島県を中心に放射性物質による甚大な環境汚染を引き起こしました。 道でもこの事故を踏まえ、海水や海水浴場、土壌、水道水などの放射性物質のモニタリング調査を行い、その結果について情報提供してきたところです。 放射性物質による汚染への対処やモニタリングは、専門的知見を持つ国が中心となり実施することとされていますが、道としても、道民の安全・安心の確保のため必要なモニタリングなどを<u>行っています</u>。</p>	<p>・最新の状況反映</p>																																																
<p>地域環境の確保に関する目標</p> <p>① きれいな空気や水を守る ② 健全な水循環を確保する ③ 静穏な生活環境を確保する ④ 化学物質等による環境リスクの低減を図る</p>	<p>地域環境の確保に関する<u>施策の基本的な方向性</u></p> <p>① きれいな空気や水を守る ② 健全な水循環を確保する ③ 静穏な生活環境を確保する ④ 化学物質等による環境リスクの低減を図る</p>																																																	
<p>地域環境の確保に関する指標群</p> <p>《指標》</p> <table border="1" data-bbox="222 1266 1285 1696"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>基準</th> <th>目標数値等</th> <th>関連目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気環境基準達成率</td> <td>100% (H25)</td> <td>100% (H32)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>水質環境基準達成率</td> <td>91.6% (H26)</td> <td>100% (H32)</td> <td>①②</td> </tr> <tr> <td>騒音に関する環境基準達成率 (一般地域、自動車、航空機)</td> <td>一般地域 90.5% (H26) 自動車 97.3% (H26) 航空機 50.0% (H26)</td> <td>100% (H32)</td> <td>③</td> </tr> </tbody> </table> <p>《個別指標》</p> <table border="1" data-bbox="222 1776 1285 1902"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>基準</th> <th>目標数値等</th> <th>関連目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学物質 (ダイオキシン類) 環境基準達成率</td> <td>100% (H26)</td> <td>100% (H32)</td> <td>④</td> </tr> </tbody> </table>	名称	基準	目標数値等	関連目標	大気環境基準達成率	100% (H25)	100% (H32)	①	水質環境基準達成率	91.6% (H26)	100% (H32)	①②	騒音に関する環境基準達成率 (一般地域、自動車、航空機)	一般地域 90.5% (H26) 自動車 97.3% (H26) 航空機 50.0% (H26)	100% (H32)	③	名称	基準	目標数値等	関連目標	化学物質 (ダイオキシン類) 環境基準達成率	100% (H26)	100% (H32)	④	<p>地域環境の確保に関する指標群</p> <p>《指標》</p> <table border="1" data-bbox="1397 1266 2460 1696"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>基準</th> <th>目標数値等</th> <th>関連<u>方向性</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気環境基準達成率</td> <td>100% (H30)</td> <td>100% (R12)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>水質環境基準達成率</td> <td>91.2% (H30)</td> <td>100% (R12)</td> <td>①②</td> </tr> <tr> <td>騒音に関する環境基準達成率 (一般地域、自動車、航空機)</td> <td>一般地域 93.3% (H30) 自動車 97.1% (H30) 航空機 50.0% (H30)</td> <td>100% (R12)</td> <td>③</td> </tr> </tbody> </table> <p>《個別指標》</p> <table border="1" data-bbox="1397 1776 2460 1902"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>基準</th> <th>目標数値等</th> <th>関連<u>方向性</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学物質 (ダイオキシン類) 環境基準達成率</td> <td>100% (H30)</td> <td>100% (R12)</td> <td>④</td> </tr> </tbody> </table>	名称	基準	目標数値等	関連 <u>方向性</u>	大気環境基準達成率	100% (H30)	100% (R12)	①	水質環境基準達成率	91.2% (H30)	100% (R12)	①②	騒音に関する環境基準達成率 (一般地域、自動車、航空機)	一般地域 93.3% (H30) 自動車 97.1% (H30) 航空機 50.0% (H30)	100% (R12)	③	名称	基準	目標数値等	関連 <u>方向性</u>	化学物質 (ダイオキシン類) 環境基準達成率	100% (H30)	100% (R12)	④	
名称	基準	目標数値等	関連目標																																															
大気環境基準達成率	100% (H25)	100% (H32)	①																																															
水質環境基準達成率	91.6% (H26)	100% (H32)	①②																																															
騒音に関する環境基準達成率 (一般地域、自動車、航空機)	一般地域 90.5% (H26) 自動車 97.3% (H26) 航空機 50.0% (H26)	100% (H32)	③																																															
名称	基準	目標数値等	関連目標																																															
化学物質 (ダイオキシン類) 環境基準達成率	100% (H26)	100% (H32)	④																																															
名称	基準	目標数値等	関連 <u>方向性</u>																																															
大気環境基準達成率	100% (H30)	100% (R12)	①																																															
水質環境基準達成率	91.2% (H30)	100% (R12)	①②																																															
騒音に関する環境基準達成率 (一般地域、自動車、航空機)	一般地域 93.3% (H30) 自動車 97.1% (H30) 航空機 50.0% (H30)	100% (R12)	③																																															
名称	基準	目標数値等	関連 <u>方向性</u>																																															
化学物質 (ダイオキシン類) 環境基準達成率	100% (H30)	100% (R12)	④																																															

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)	主な変更点																																				
<p>《補足データ》</p> <table border="1" data-bbox="225 218 1285 483"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>関連施策</th> <th>関連目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下水環境基準の達成状況</td> <td>ア(イ)</td> <td>①②</td> </tr> <tr> <td>汚水処理人口普及率</td> <td>ア(イ)</td> <td>①②</td> </tr> <tr> <td>健全な水循環確保のための流域環境保全計画策定数</td> <td>ア(イ)</td> <td>①②</td> </tr> <tr> <td>PRTR法に基づく届出排出量及び移動量</td> <td>イ</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>公害苦情件数</td> <td>ウ</td> <td>①②③</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 指標群の設定の考え方等については、参考資料「指標群一覧」を参照</p> <p>各主体の取組方向</p> <p>《道民》</p> <ul style="list-style-type: none"> エコドライブの実践、未処理の生活排水を河川などに流さないなど、大気環境や水環境への負荷の少ない生活を心がけます。 流域の住民や民間団体などが連携した水環境保全の取組に積極的に参加します。 <p>《事業者》</p> <ul style="list-style-type: none"> 自らが汚染者になってしまうことを認識し、大気汚染や水質汚濁の原因となる物質の排出抑制や適正処理を推進するとともに、騒音・振動・悪臭の発生を防止するなど、環境への負荷の低減に努めます。 事業で使用する化学物質の情報を提供するとともに、自主管理を強化するなど、環境汚染の未然防止に努めます。 <p>《NPO等の民間団体》</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川周辺の清掃や緑化など、地域の住民等の参加を得て、環境保全活動を実践します。 生活排水対策に関する研修会等を開催するなど、住民の環境保全意識を高めます。 <p>《市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道、集落排水、浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めるとともに、施設の適正な維持管理を図ります。 交通渋滞の緩和など自動車交通の円滑化を図り、大気汚染や騒音・振動など公害の発生防止に努めます。 <p>道の施策</p> <p>《施策の体系》</p> <p>施策の推進にあたっては、各分野で策定されている関連計画等との調和を図ります。</p>	名称	関連施策	関連目標	地下水環境基準の達成状況	ア(イ)	①②	汚水処理人口普及率	ア(イ)	①②	健全な水循環確保のための流域環境保全計画策定数	ア(イ)	①②	PRTR法に基づく届出排出量及び移動量	イ	④	公害苦情件数	ウ	①②③	<p>《補足データ》</p> <table border="1" data-bbox="1397 218 2457 483"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>関連施策</th> <th>関連方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下水環境基準の達成状況</td> <td>ア(イ)</td> <td>①②</td> </tr> <tr> <td>汚水処理人口普及率</td> <td>ア(イ)</td> <td>①②</td> </tr> <tr> <td>健全な水循環確保のための流域環境保全計画策定数</td> <td>ア(イ)</td> <td>①②</td> </tr> <tr> <td>PRTR法に基づく届出排出量及び移動量</td> <td>イ</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>公害苦情件数</td> <td>ウ</td> <td>①②③</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 指標群の設定の考え方等については、参考資料「指標群一覧」を参照</p> <p>各主体の取組方向</p> <p>《道民》</p> <ul style="list-style-type: none"> エコドライブの実践、<u>EVやFCV(窒素酸化物や硫黄酸化物排出ゼロ)の導入</u>、未処理の生活排水を河川などに流さないなど、大気環境や水環境への負荷の少ない生活を心がけます。 流域の住民や民間団体などが連携した水環境保全の取組に積極的に参加します。 <p>《事業者》</p> <ul style="list-style-type: none"> 自らが汚染者になってしまうことを認識し、大気汚染や水質汚濁の原因となる物質の排出抑制や適正処理を推進するとともに、騒音・振動・悪臭の発生を防止するなど、環境への負荷の低減に努めます。 事業で使用する化学物質の情報を提供するとともに、自主管理を強化するなど、環境汚染の未然防止に努めます。 <p>《NPO等の民間団体》</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川周辺の清掃や緑化など、地域の住民等の参加を得て、環境保全活動を実践します。 生活排水対策に関する研修会等を開催するなど、住民の環境保全意識を高めます。 <p>《市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道、集落排水、浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めるとともに、施設の適正な維持管理を図ります。 交通渋滞の緩和など自動車交通の円滑化を図り、大気汚染や騒音・振動など公害の発生防止に努めます。 <p>道の施策</p> <p>《施策の体系》</p> <p>施策の推進にあたっては、各分野で策定されている関連計画等との調和を図ります。</p>	名称	関連施策	関連方向性	地下水環境基準の達成状況	ア(イ)	①②	汚水処理人口普及率	ア(イ)	①②	健全な水循環確保のための流域環境保全計画策定数	ア(イ)	①②	PRTR法に基づく届出排出量及び移動量	イ	④	公害苦情件数	ウ	①②③	<p>・近年の状況反映</p>
名称	関連施策	関連目標																																				
地下水環境基準の達成状況	ア(イ)	①②																																				
汚水処理人口普及率	ア(イ)	①②																																				
健全な水循環確保のための流域環境保全計画策定数	ア(イ)	①②																																				
PRTR法に基づく届出排出量及び移動量	イ	④																																				
公害苦情件数	ウ	①②③																																				
名称	関連施策	関連方向性																																				
地下水環境基準の達成状況	ア(イ)	①②																																				
汚水処理人口普及率	ア(イ)	①②																																				
健全な水循環確保のための流域環境保全計画策定数	ア(イ)	①②																																				
PRTR法に基づく届出排出量及び移動量	イ	④																																				
公害苦情件数	ウ	①②③																																				



《施策の方向》

ア 大気、水などの生活環境の保全

(ア) 大気環境の保全

○ 大気環境についての継続的な調査・監視や、事業者に対する指導などにより、大気環境の保全を推進します。

＜主な取組＞

- ・微小粒子状物質 (PM_{2.5}) について、人口密度が高く、工場などが集中し、交通量の多い幹線道路がある地域などを対象に、関係自治体と連携し、測定体制の整備に努めます。
- ・ばい煙発生施設やアスベスト*排出作業現場への立入検査等により、固定発生源の監視・指導を行います。

(イ) 水環境の保全

○ 公共用水域や地下水についての継続的な調査・監視や、事業者に対する指導などにより、水環境の保全を推進します。

＜主な取組＞

- ・環境基準の類型見直しや、水生生物保全に係る類型指定を進めるとともに、工場・事業場への立入検査等により、発生源の監視・指導を行います。
- ・休廃止鉱山の廃水の監視結果に基づき、必要に応じ鉱害防止対策事業（坑廃水処理・鉱害防止工事（澱物堆積場等））を実施します。
- ・家畜ふん尿の適正な管理・利用の促進や、農地への適正な施肥に向けた取組の指導など、硝酸性窒素等による地下水汚染対策を推進します。
- ・「全道みな下水道構想Ⅲ」にもとづき、下水道や農業・漁業集落排水処理施設、浄化槽など生活排水処理施設の計画的な整備を進めます。

○ 上流域の森林地域から下流域の農漁村・都市地域まで水環境を流域全体で捉え、健全な水循環の確保を図る視点にたつて、水資源の確保と保全、水の効率的・持続的な利用などについて、関係者と連携した取組を推進します。

《施策の方向》

ア 大気、水などの生活環境の保全

(ア) 大気環境の保全

○ 大気環境についての継続的な調査・監視や、事業者に対する指導・**助言等**により、大気環境の保全を推進します。

＜主な取組＞

- ・**ばい煙発生施設やアスベスト*排出作業現場への立入検査等により、固定発生源の監視・指導を行います。**
- ・**微小粒子状物質 (PM_{2.5}) について、人口密度が高く、工場などが集中し、交通量の多い幹線道路がある地域などを対象に、関係自治体と連携し、測定体制の整備に努めます。**

(イ) 水環境の保全

○ 公共用水域や地下水についての継続的な調査・監視や、事業者に対する指導・**助言等**により、水環境の保全を推進します。

＜主な取組＞

- ・環境基準の類型見直しや、水生生物保全に係る類型指定を進めるとともに、工場・事業場への立入検査等により、発生源の監視・指導を行います。
- ・休廃止鉱山の廃水の監視結果に基づき、必要に応じ鉱害防止対策事業（坑廃水処理・鉱害防止工事（澱物堆積場等））を実施します。
- ・家畜ふん尿の適正な管理・利用の促進や、農地への適正な施肥に向けた取組の指導など、硝酸性窒素等による地下水汚染対策を推進します。
- ・「全道みな下水道構想Ⅳ」に**基**づき、下水道や農業・漁業集落排水処理施設、浄化槽など生活排水処理施設の計画的な整備を進めます。

○ 上流域の森林地域から下流域の農漁村・都市地域まで水環境を流域全体で捉え、健全な水循環の確保を図る視点にたつて、水資源の確保と保全、水の効率的・持続的な利用などについて、関係者と連携した取組を推進します。

・施策の重要性の観点から記載順を入替

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)	主な変更点
<p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道水源をはじめとする恵まれた水資源の確保と保全を図るため、水源周辺において適正な土地利用を確保するとともに、森林の持つ水源涵養機能の維持増進など周辺環境保全対策を進めます。 湖沼などの閉鎖性水域の環境保全を進めるため、流域の関係者が連携・協力する流域ネットワークの形成を促進します。 安全で安心な水道水を安定的かつ持続的に供給するため、「北海道水道ビジョン」に基づき、水道事業者等による水道施設の計画的・効率的な更新などを促進します。 <p>(ウ) 騒音・振動・悪臭防止・土壌汚染・地盤沈下対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場等から発生する騒音・振動・悪臭を防止するため、関係法令に基づく規制地域の指定や、航空機騒音の監視などを行います。 土地所有者等による汚染土壌の除去等が適切に行われるよう、指導等を進めます。また、地盤沈下が生じるおそれのある地域において実態調査を進めます。 <p>イ 化学物質等による環境汚染の未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類についての継続的な調査・監視や事業者に対する指導、PRTR 制度の適切な運用などにより、化学物質等による環境汚染の未然防止を図ります。 <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> PRTR 制度の運用により、化学物質の排出事業者による排出量の削減や適切な管理を促すとともに、化学物質の環境リスクなどに関する情報提供を行い、リスクコミュニケーションの円滑な実施を図ります。 <p>ウ その他の生活環境保全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 公害苦情相談員や公害審査会の設置・運用により、公害苦情・公害紛争の適切な処理に努めます。 環境に大きな影響を及ぼすおそれのある場合などには、事業者との公害防止・環境保全協定を締結し、協定に基づく指導や環境モニタリングなど必要な対策を実施します。 <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定」及び「泊発電所周辺の安全確認等に関する協定」に基づき、泊発電所周辺の空間放射線や海水、大気中浮遊じんなどの放射能分析を行い、その結果を公表します。 <p>(5) 各分野に共通する施策の展開</p>	<p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道水源をはじめとする恵まれた水資源の確保と保全を図るため、水源周辺において適正な土地利用を確保するとともに、森林の持つ水源涵養機能の維持増進など周辺環境保全対策を進めます。 湖沼などの閉鎖性水域の環境保全を進めるため、流域の関係者が連携・協力する流域ネットワークの形成を促進します。 安全で安心な水道水を安定的かつ持続的に供給するため、「北海道水道ビジョン」に基づき、水道事業者等による水道施設の計画的・効率的な更新などを促進します。 <p>(ウ) 騒音・振動・悪臭防止・土壌汚染・地盤沈下対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場等から発生する騒音・振動・悪臭を防止するため、関係法令に基づく規制地域の指定や、航空機騒音の監視などを行います。 土地所有者等による汚染土壌の除去等が適切に行われるよう、指導・助言等を進めます。また、地盤沈下が生じるおそれのある地域において状況把握を行います。 <p>イ 化学物質等による環境汚染の未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類についての継続的な調査・監視や事業者に対する指導・助言、PRTR 制度の適切な運用などにより、化学物質等による環境汚染の未然防止を図ります。 <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> PRTR 制度の運用により、化学物質の排出事業者による排出量の削減や適切な管理を促すとともに、化学物質の環境リスクなどに関する情報提供を行い、リスクコミュニケーションの円滑な実施を図ります。 <p>ウ その他の生活環境保全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 公害苦情相談員や公害審査会の設置・運用により、公害苦情・公害紛争の適切な処理に努めます。 環境に大きな影響を及ぼすおそれのある場合などには、事業者との公害防止・環境保全協定を締結し、協定に基づく指導や環境モニタリングなど必要な対策を実施します。 <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定」及び「泊発電所周辺の安全確認等に関する協定」に基づき、泊発電所周辺の環境放射線及び温排水の測定を実施し、評価を受け、その結果を公表します。 <p>(5) 共通的・基盤的な施策</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 最新の施策の状況を反映（実態調査は現在実施していない） 協定に基づく表記に修正 SDGs に係る記載追加

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)	主な変更点
<p>ここでは、(1) から (4) で掲げる「地球環境の保全」、「循環型社会の形成」、「自然との共生」、「地域環境の確保」という4つの政策分野に対して、横断的・共通的に関わる施策を掲げます。</p> <p>めざす姿 (あるべき姿のイメージ)</p> <p>子供から大人まで、家庭や学校、社会の各場面で環境教育が取り組まれ、また、環境保全活動を行う団体などを中心に、環境への配慮の取組の環が広がっており、一人ひとりが環境への負荷の少ない生活を心がけるようになっていきます。</p> <p>一方、企業は環境に配慮した事業活動を行い、その取組状況等を地域の住民に積極的に知らせることなどにより、消費者などの信頼と評価を得ています。</p> <p>そして、経済的利益を得ることで、より一層、環境保全の技術力を高めるなど、新たなビジネスも生み出され、国内外の環境対策に貢献しています。</p> <p>環境に配慮した農林水産物の展開は、安全・安心な農水産物の提供や道産木材の利用、水源涵養や二酸化炭素吸収などの機能の発揮につながっています。</p> <p>また、北海道の豊かな自然環境と調和した観光産業の展開が環境保全意識の高揚や北海道の魅力の発信につながっています。</p> <p>さらには、環境に配慮した土地利用やまちづくりなどを通して、住民、企業、行政が連携して自然と共生する地域づくりが盛んに行われています。</p> <p>現状と課題</p> <p>《環境に配慮する人づくり》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道の恵まれた環境を将来に引き継いでいくためには、道民一人ひとりが環境に関する基本的な知識を持ち、自発的に環境保全に取り組むことが重要です。 ○ 平成25年度の道民意識調査では、日常生活において環境に配慮した行動を行う人（環境配慮活動実践者）の割合は76.8%となっており、道民の高い意識が伺えます。 また、環境への関心の高まりなどから、環境保全に取り組む民間団体が増えており、道内においていわゆるNPO法*に基づく認証を取得した団体のうち、活動分野として環境保全を掲げている団体は499団体（平成24年度）にのぼります。 <p>＜日常生活において環境に配慮した行動を行う人（環境配慮活動実践者）の割合＞ ・H18：44.0% → H25：76.8%</p> <p>＜NPO認証団体（NPO法人）のうち活動分野として環境保全活動を掲げている団体数＞ ・H17：148（団体総数：1,011） → H24：499（団体総数：1,944）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを進めるため、引き続き、環境教育の機会や場の充実、地域における環境教育の指導的役割を担う人材の確保及び育成とその活用、環境教育等に関する情報の提供を行い、環境に配慮したライフスタイルの定着を図ることが必要です。 また、民間団体による自発的な環境保全活動を支援するとともに、社会を構成する各主体がパートナーシップのもとで連携して活動に取り組むことが重要です。 	<p>ここでは、(1) から (4) で掲げる「地球環境の保全」、「循環型社会の形成」、「自然との共生」、「地域環境の確保」という4つの政策分野のほかに、環境に関わる「共通的・基盤的な施策」を掲げます。</p> <p>めざす姿 (あるべき姿のイメージ)</p> <p>子供から大人まで、家庭や学校、社会の各場面で環境教育が取り組まれ、また、環境保全活動を行う団体などを中心に、環境への配慮の取組の環が広がっており、一人ひとりが環境への負荷のない生活を心がけるようになっていきます。</p> <p>企業は環境に配慮した事業活動についてその内容を広く公表し、投資家や消費者の信頼と評価を得ています。そして、経済的利益を得ることで、より一層、環境保全の技術力を高めるなど、新たなビジネスも生み出され、国内外の環境対策に貢献しています。</p> <p>北海道の豊かな自然環境と調和した観光産業の展開が環境保全意識の高揚や北海道の魅力の発信につながっています。</p> <p>環境に配慮した土地利用やまちづくりなどを通して、住民、企業、行政が連携して自然と共生する地域づくりが盛んに行われています。</p> <p>このように、全ての人々が企業、団体や行政と互いに連携・協力して、環境と経済、社会が持続的に発展する良好な関係をつくり、その基盤となる恵み豊かな環境を将来にしっかりと引き継ぐことで、自然と共生する大地・北海道を築いています。</p> <p>現状と課題</p> <p>《環境に配慮する人づくり》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道の恵まれた環境を将来に引き継いでいくためには、道民一人ひとりが環境に関する基本的な知識を持ち、自発的に環境保全に取り組むことが重要です。 ○ 令和元年度の道民意識調査では、日常生活において環境に配慮した行動を行う人（環境配慮活動実践者）の割合は59.7%となっており、 また、道内においていわゆるNPO法に基づく認証を取得した団体のうち、活動分野として環境保全を掲げている団体は341団体（令和元年度）となっています。 <p>＜日常生活において環境に配慮した行動を行う人（環境配慮活動実践者）の割合＞ ・H25：76.8% → R1：59.7%</p> <p>＜NPO認証団体（NPO法人）のうち活動分野として環境保全活動を掲げている団体数＞ ・H24：499（団体総数：1,944） → R1：341（団体総数：1,203）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを進めるため、引き続き、環境教育の機会や場の提供、地域における環境教育の指導的役割を担う人材の確保及び育成とその活用、環境教育等に関する情報の提供を行い、環境に配慮したライフスタイルの定着を図ることが必要です。 また、民間団体による自発的な環境保全活動を支援するとともに、社会を構成する各主体がパートナーシップのもとで連携して活動に取り組むことが重要です。 	<p>・最新状況反映</p>

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)	主な変更点
<p>《環境と経済の好循環の創出》 (環境に配慮した事業活動の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境への関心の高まりなどを背景に、企業の中には、環境問題への取組を含む社会的責任を意識した動きが見られ、ISO14001*などの環境マネジメントシステム*を導入した事業所は651(平成25年度)にのぼります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><道内における環境管理システム認証取得事業所数> •H18:500 → H25:651</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後とも、事業者は、法令遵守はもとより、環境と経済の好循環の観点からも、環境負荷の低減や地域における環境保全の取組に積極的に取り組むことが求められています。 また、行政も各種事業を行う事業者として、環境に配慮した行動を率先して実行する必要があります。 <p>(環境影響評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業に関し、適正な環境保全措置を確保するための手続き等を定めた環境影響評価制度については、今後とも、適切かつ円滑な運用を図ることが重要です。 <p>(環境と調和した産業の展開)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道の基幹産業である農林水産業や観光は、豊かな自然環境を基盤に展開されています。これらの産業が今後とも持続的に発展するためには、環境と調和した産業の展開が求められます。 例えば、水源の涵養や二酸化炭素の吸収、自然とのふれあいの場の提供など農地や森林、水域などが有する多面的機能を発揮させる取組は、地域の自然環境をより豊かなものとし、その恩恵により農林水産業や観光の一層の発展が期待されます。 また、地場の農林水産物をその地域で販売・消費する「地産地消」や地域の木材を地域で使用する「地材地消」の取組は、環境への負荷の低減に貢献するだけでなく、安全・安心な食の提供や身近な森林の保全、地域の活性化にもつながります。 今後とも、このような環境と調和した産業を展開し、環境と産業の好循環を創出していく必要があります。 <p>(環境ビジネスの振興)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本道の活性化を図る新たな産業の一つとして、豊富な賦存量を誇る再生可能エネルギーや、農林水産業に由来する大量のバイオマスなどの循環資源を活用する環境産業への期待が一層高まっています。 地域に広がる多様な資源や先進的な技術を活用して、環境産業を育成・振興し、環境と経済の調和をはかることが求められています。 <p>《環境と調和したまちづくり》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 急速な人口減少や少子高齢化の進行、中心市街地の衰退や耕作放棄地の増大などを背景に、持続可能なまちづくりへの関心が高まっています。 このことから、再生可能エネルギーなどの地域の固有資源の循環利用を、環境配慮や省資 	<p>《環境と経済の好循環の創出》 (環境に配慮した事業活動の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境への関心の高まりなどを背景に、企業の中には、環境問題への取組を含む社会的責任を意識した動きが見られ、ISO14001*などの環境マネジメントシステム*を導入した事業所数は532(平成30年度)となっております。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><道内における環境管理システム認証取得事業所数> •H25:651 → H30:532</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後とも、事業者は、法令遵守はもとより、環境と経済の好循環の観点からも、環境負荷の低減や地域における環境保全の取組に積極的に取り組むことが求められています。 また、行政も各種事業を行う事業者として、環境に配慮した行動を率先して実行する必要があります。 <p>(環境影響評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業に関し、適正な環境保全措置を確保するための手続き等を定めた環境影響評価制度については、今後とも、適切かつ円滑な運用を図ることが重要です。 <p>(環境と調和した産業の展開)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道の基幹産業である農林水産業や観光は、豊かな自然環境を基盤に展開されています。これらの産業が今後とも持続的に発展するためには、環境と調和した産業の展開が求められます。 例えば、水源の涵養や二酸化炭素の吸収、自然とのふれあいの場の提供など農地や森林、水域などが有する多面的機能を発揮させる取組は、地域の自然環境をより豊かなものとし、その恩恵により農林水産業や観光の一層の発展が期待されます。 また、地場の農林水産物をその地域で販売・消費する「地産地消」や地域の木材を地域で使用する「地材地消」の取組は、環境への負荷の低減に貢献するだけでなく、安全・安心な食の提供や身近な森林の保全、地域の活性化にもつながります。 今後とも、このような環境と調和した産業を展開し、環境と産業の好循環を創出していく必要があります。 <p>(環境ビジネスの振興)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本道の活性化を図る新たな産業の一つとして、豊富な賦存量を誇る再生可能エネルギーや、農林水産業に由来する大量のバイオマスなどの循環資源を活用する環境産業への期待が一層高まっています。 地域に広がる多様な資源や先進的な技術を活用して、環境産業を育成・振興し、環境と経済の調和をはかることが求められています。 <p>《環境と調和したまちづくり》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 急速な人口減少や少子高齢化の進行、中心市街地の衰退や耕作放棄地の増大などを背景に、持続可能なまちづくりへの関心が高まっています。 このことから、再生可能エネルギーなどの地域の固有資源の循環利用を、環境配慮や省資 	

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)	主な変更点																																																								
<p>源化、コンパクトなまちづくりなどと連携させ、環境と調和したまちづくりを進めることが重要となっています。</p> <p>《基盤的な施策》 (調査研究等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多岐にわたる環境問題を適切に解決していくためには、科学的知見に基づいた施策の展開が不可欠です。 今後とも、複雑・多様化する環境問題などに対処するため、産学官の連携のもと、調査研究や技術開発の推進を図る必要があります。 <p>(国際的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地球規模の環境問題に対応するため、道としても、国際機関や国、民間団体等の関係機関等と連携して、環境に関する国際的な取組に協力していくことが求められています。 	<p>源化、コンパクトなまちづくりなどと連携させ、環境と調和したまちづくりを進めることが重要となっています。</p> <p>《基盤的な施策》 (調査研究等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多岐にわたる環境問題を適切に解決していくためには、科学的知見に基づいた施策の展開が不可欠です。 今後とも、複雑・多様化する環境問題などに対処するため、産学官の連携のもと、調査研究や技術開発の推進を図る必要があります。 <p>(国際的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地球規模の環境問題に対応するため、道としても、国際機関や国、民間団体等の関係機関等と連携して、環境に関する国際的な取組に協力していくことが求められています。 																																																									
<p>各分野に共通する施策に関する目標</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを推進する ② 環境に配慮したライフスタイルの定着を図る ③ 事業者の環境に配慮した行動を促進する ④ 道が行う事務・事業における環境配慮を徹底する ⑤ 環境影響評価の適切な運用を通じて、開発事業における環境配慮を推進する ⑥ 環境への配慮を織り込んだまちづくりや地域づくりを推進する ⑦ 地域特性等を踏まえた環境関連ビジネスの振興を図る ⑧ 関係機関等と連携した調査研究・環境保全技術開発を推進する ⑨ 地球環境保全に資する国際的な取組を推進する 	<p>共通的・基盤的な施策の基本的な方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを推進する ② 環境に配慮したライフスタイルの定着を図る ③ 事業者の環境に配慮した行動を促進する ④ 道が行う事務・事業における環境配慮を徹底する ⑤ 環境影響評価の適切な運用を通じて、開発事業における環境配慮を推進する ⑥ 環境への配慮を織り込んだまちづくりや地域づくりを推進する ⑦ 地域特性等を踏まえた環境関連ビジネスの振興を図る ⑧ 関係機関等と連携した調査研究・環境保全技術開発を推進する ⑨ 環境保全に資する国際的な取組を推進する 																																																									
<p>各分野に共通する施策に関する指標群</p> <p>《指標》</p> <table border="1" data-bbox="222 1339 1285 1545"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>基準</th> <th>目標数値等</th> <th>関連目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「環境配慮活動実践者」の割合</td> <td>76.8% (H25)</td> <td>80% (H32)</td> <td>①②</td> </tr> <tr> <td>道の事務・事業における温室効果ガスの排出量</td> <td>297,100t-CO₂ (H26)</td> <td>281,100t-CO₂ (H32)</td> <td>④</td> </tr> </tbody> </table> <p>《個別指標》</p> <table border="1" data-bbox="222 1623 1285 1829"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>基準</th> <th>目標数値等</th> <th>関連目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境管理システムの認証取得事業所数</td> <td>651 事業所 (H25)</td> <td>780 事業所 (H32)</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>YES!clean 表示制度登録生産集団数</td> <td>397 生産集団 (H25)</td> <td>480 生産集団 (H31)</td> <td>③</td> </tr> </tbody> </table> <p>《補足データ》</p> <table border="1" data-bbox="222 1906 1285 1950"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>関連施策</th> <th>関連目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	基準	目標数値等	関連目標	「環境配慮活動実践者」の割合	76.8% (H25)	80% (H32)	①②	道の事務・事業における温室効果ガスの排出量	297,100t-CO ₂ (H26)	281,100t-CO ₂ (H32)	④	名称	基準	目標数値等	関連目標	環境管理システムの認証取得事業所数	651 事業所 (H25)	780 事業所 (H32)	③	YES!clean 表示制度登録生産集団数	397 生産集団 (H25)	480 生産集団 (H31)	③	名称	関連施策	関連目標				<p>共通的・基盤的な施策に関する指標群</p> <p>《指標》</p> <table border="1" data-bbox="1397 1339 2460 1545"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>基準</th> <th>目標数値等</th> <th>関連方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「環境配慮活動実践者」の割合</td> <td>76.8% (H25)</td> <td>70% (R5)</td> <td>①②</td> </tr> <tr> <td>道の事務・事業における温室効果ガスの排出量</td> <td>297,100t-CO₂ (H26)</td> <td>281,100t-CO₂ (R2)</td> <td>④</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(※検討中)</p> <table border="1" data-bbox="1397 1623 2460 1749"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>基準</th> <th>目標数値等</th> <th>関連方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YES!clean 作付面積</td> <td>17,734ha (H30)</td> <td>20,000ha (R6)</td> <td>③</td> </tr> </tbody> </table> <p>《補足データ》</p> <table border="1" data-bbox="1397 1906 2460 1950"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>関連施策</th> <th>関連方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	基準	目標数値等	関連方向性	「環境配慮活動実践者」の割合	76.8% (H25)	70% (R5)	①②	道の事務・事業における温室効果ガスの排出量	297,100t-CO ₂ (H26)	281,100t-CO ₂ (R2)	④	名称	基準	目標数値等	関連方向性	YES!clean 作付面積	17,734ha (H30)	20,000ha (R6)	③	名称	関連施策	関連方向性				<p>・個別計画に係る検討状況を踏まえて記載修正（環境管理システムの認証取得事業所数は補足データに変更、YES!clean 表示制度登録生産集団数は同作付面積に変更）</p>
名称	基準	目標数値等	関連目標																																																							
「環境配慮活動実践者」の割合	76.8% (H25)	80% (H32)	①②																																																							
道の事務・事業における温室効果ガスの排出量	297,100t-CO ₂ (H26)	281,100t-CO ₂ (H32)	④																																																							
名称	基準	目標数値等	関連目標																																																							
環境管理システムの認証取得事業所数	651 事業所 (H25)	780 事業所 (H32)	③																																																							
YES!clean 表示制度登録生産集団数	397 生産集団 (H25)	480 生産集団 (H31)	③																																																							
名称	関連施策	関連目標																																																								
名称	基準	目標数値等	関連方向性																																																							
「環境配慮活動実践者」の割合	76.8% (H25)	70% (R5)	①②																																																							
道の事務・事業における温室効果ガスの排出量	297,100t-CO ₂ (H26)	281,100t-CO ₂ (R2)	④																																																							
名称	基準	目標数値等	関連方向性																																																							
YES!clean 作付面積	17,734ha (H30)	20,000ha (R6)	③																																																							
名称	関連施策	関連方向性																																																								

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版			新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)			主な変更点
グリーン・ビズ認定制度による登録・認定事業所数	イ(ア)	③	環境管理システムの認証取得事業所数	イ(ア)	③	<ul style="list-style-type: none"> 個別計画に係る検討状況を踏まえて記載修正
道におけるグリーン購入調達率	イ(ア)	④	グリーン・ビズ認定制度による登録・認定事業所数	イ(ア)	③	
北のクリーン農産物(Yes!clean)の作付面積	イ(イ)	③	道におけるグリーン購入調達率	イ(ア)	④	
道内のエコファーマー認定数	イ(イ)	③	道内のエコファーマー認定数	イ(イ)	③	
有機農業に取り組む農家戸数	イ(イ)	③	有機農業取組面積	イ(イ)	③	
北方型住宅としてデータ登録された戸数	ウ	⑥	北方型住宅としてデータ登録された戸数	ウ	⑥	
長期優良住宅の認定戸数	ウ	⑥	長期優良住宅の認定戸数	ウ	⑥	
環境分野における海外からの研修受入人数	エ	⑨	環境分野における海外からの研修受入人数	エ	⑨	
(注) 指標群の設定の考え方等については、参考資料「指標群一覧」を参照			(注) 指標群の設定の考え方等については、参考資料「指標群一覧」を参照			
各主体の取組方向 《道民》 <ul style="list-style-type: none"> 家庭や学校、地域など様々な場面で、環境に関する知識と理解を深め、環境に配慮した生活を心がけるとともに、地域に取組を広げていきます。 環境保全に関する講演会等や民間団体等が行う環境保全活動に積極的に参加・協力します。 《事業者》 <ul style="list-style-type: none"> 研修会の実施など、従業員に対する環境配慮の啓発を進めるとともに、環境保全に関する取組方針や目標の設定、内部監査の導入など自主的な環境管理体制づくりに努めます。 環境報告書等の作成により環境保全への取組状況を公表するとともに、住民等と連携して地域の環境保全活動に取り組みます。 クリーン農業の実践、間伐材の利用や森林の保全・整備、覆砂などによる藻場・干潟の維持保全や、これらの産業から発生する廃棄物の適正処理など、環境と調和した産業活動に努めます。 《NPO等の民間団体》 <ul style="list-style-type: none"> 道民、事業者、行政と連携して、環境保全活動を実践します。 民間団体相互や各主体との連携・協力によるネットワークづくりを進め、道民の環境保全意識の高揚を図り、取組の環を広げます。 《市町村》 <ul style="list-style-type: none"> 学校における環境教育や地域に根ざした環境教育を推進します。 地域の環境保全活動の核となる人材の確保及び育成を進めるとともに、情報や機会の提供などにより民間団体等の自発的な環境保全活動を支援、協力します。 環境に配慮した事業活動を推進するため、事業者に対する指導、助言等に努めます。 環境への負荷の少ないまちづくりを進めます。 道の施策 《施策の体系》 <p>施策体系のうち、「環境に配慮する人づくりの推進」及び「環境に配慮した事業活動の推進」については、この分野の個別計画である「環境教育等行動計画」に基づき具体的な施策を講じ、本計画と一体で取組を推進します。</p> <p>また、施策の推進に当たっては、各分野で策定されている関連計画等との調和を図ります。</p>			各主体の取組方向 《道民》 <ul style="list-style-type: none"> 家庭や学校、地域など様々な場面で、環境に関する知識と理解を深め、環境に配慮した生活を心がけるとともに、地域に取組を広げていきます。 環境保全に関する講演会等や民間団体等が行う環境保全活動に積極的に参加・協力します。 《事業者》 <ul style="list-style-type: none"> 研修会の実施など、従業員に対する環境配慮の啓発を進めるとともに、環境保全に関する取組方針や目標の設定、内部監査の導入など自主的な環境管理体制づくりに努めます。 環境報告書等の作成により環境保全への取組状況を公表するとともに、住民等と連携して地域の環境保全活動に取り組みます。 クリーン農業の実践、間伐材の利用や森林の保全・整備、覆砂などによる藻場・干潟の維持保全や、これらの産業から発生する廃棄物の適正処理など、環境と調和した産業活動に努めます。 《NPO等の民間団体》 <ul style="list-style-type: none"> 道民、事業者、行政と連携して、環境保全活動を実践します。 民間団体相互や各主体との連携・協力によるネットワークづくりを進め、道民の環境保全意識の高揚を図り、取組の環を広げます。 《市町村》 <ul style="list-style-type: none"> 学校における環境教育や地域に根ざした環境教育を推進します。 地域の環境保全活動の核となる人材の確保及び育成を進めるとともに、情報や機会の提供などにより民間団体等の自発的な環境保全活動を支援、協力します。 環境に配慮した事業活動を推進するため、事業者に対する指導、助言等に努めます。 環境への負荷の少ないまちづくりを進めます。 道の施策 《施策の体系》 <p>施策体系のうち、「環境に配慮する人づくりの推進」及び「環境に配慮した事業活動の推進」については、この分野の個別計画である「環境教育等行動計画」に基づき具体的な施策を講じ、本計画と一体で取組を推進します。</p> <p>また、施策の推進に当たっては、各分野で策定されている関連計画等との調和を図ります。</p>			

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)	主な変更点																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施策体系</th> <th>個別計画・主な関連計画等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(5) 各分野に共通する施策の展開</td> <td>環境教育等行動計画</td> </tr> <tr> <td>ア 環境に配慮する人づくりの推進</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (ア) 環境教育の推進・環境に優しいライフスタイルの定着</td> <td>教育推進計画</td> </tr> <tr> <td> (イ) 民間団体等の自発的な環境保全活動の促進・協働取組の推進</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 環境と経済の好循環の創出</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (ア) 環境に配慮した事業活動の推進</td> <td>道の事務・事業に関する実行計画</td> </tr> <tr> <td> (イ) 環境と調和した産業の展開</td> <td>農業・農村振興推進計画 [第4次]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>クリーン農業推進計画 (第6期)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>有機農業推進計画 (第2期)</td> </tr> <tr> <td> (ウ) 環境ビジネスの振興</td> <td>環境産業振興戦略</td> </tr> <tr> <td>ウ 環境と調和したまちづくり</td> <td>住生活基本計画</td> </tr> <tr> <td></td> <td>次世代北方型居住空間モデル構想</td> </tr> <tr> <td>エ 基盤的な施策 (調査研究・情報提供・国際的な取組)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施策体系	個別計画・主な関連計画等	(5) 各分野に共通する施策の展開	環境教育等行動計画	ア 環境に配慮する人づくりの推進		(ア) 環境教育の推進・環境に優しいライフスタイルの定着	教育推進計画	(イ) 民間団体等の自発的な環境保全活動の促進・協働取組の推進		イ 環境と経済の好循環の創出		(ア) 環境に配慮した事業活動の推進	道の事務・事業に関する実行計画	(イ) 環境と調和した産業の展開	農業・農村振興推進計画 [第4次]		クリーン農業推進計画 (第6期)		有機農業推進計画 (第2期)	(ウ) 環境ビジネスの振興	環境産業振興戦略	ウ 環境と調和したまちづくり	住生活基本計画		次世代北方型居住空間モデル構想	エ 基盤的な施策 (調査研究・情報提供・国際的な取組)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施策体系</th> <th>個別計画・主な関連計画等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(5) 共通的・基盤的な施策</td> <td>環境教育等行動計画</td> </tr> <tr> <td>ア 環境に配慮する人づくりの推進</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (ア) 環境教育の推進・環境に優しいライフスタイルの定着</td> <td>教育推進計画</td> </tr> <tr> <td> (イ) 民間団体等の自発的な環境保全活動の促進・協働取組の推進</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 環境と経済の好循環の創出</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (ア) 環境に配慮した事業活動の推進</td> <td>道の事務・事業に関する実行計画</td> </tr> <tr> <td> (イ) 環境と調和した産業の展開</td> <td>農業・農村振興推進計画 [第5期]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>クリーン農業推進計画 (第7期)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>有機農業推進計画 (第3期)</td> </tr> <tr> <td> (ウ) 環境ビジネスの振興</td> <td>環境産業振興戦略</td> </tr> <tr> <td>ウ 環境と調和したまちづくり</td> <td>住生活基本計画</td> </tr> <tr> <td></td> <td>次世代北方型居住空間モデル構想</td> </tr> <tr> <td>エ 基盤的な施策 (調査研究・情報提供・国際的な取組)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施策体系	個別計画・主な関連計画等	(5) 共通的・基盤的な施策	環境教育等行動計画	ア 環境に配慮する人づくりの推進		(ア) 環境教育の推進・環境に優しいライフスタイルの定着	教育推進計画	(イ) 民間団体等の自発的な環境保全活動の促進・協働取組の推進		イ 環境と経済の好循環の創出		(ア) 環境に配慮した事業活動の推進	道の事務・事業に関する実行計画	(イ) 環境と調和した産業の展開	農業・農村振興推進計画 [第5期]		クリーン農業推進計画 (第7期)		有機農業推進計画 (第3期)	(ウ) 環境ビジネスの振興	環境産業振興戦略	ウ 環境と調和したまちづくり	住生活基本計画		次世代北方型居住空間モデル構想	エ 基盤的な施策 (調査研究・情報提供・国際的な取組)		<p>主な変更点</p>
施策体系	個別計画・主な関連計画等																																																									
(5) 各分野に共通する施策の展開	環境教育等行動計画																																																									
ア 環境に配慮する人づくりの推進																																																										
(ア) 環境教育の推進・環境に優しいライフスタイルの定着	教育推進計画																																																									
(イ) 民間団体等の自発的な環境保全活動の促進・協働取組の推進																																																										
イ 環境と経済の好循環の創出																																																										
(ア) 環境に配慮した事業活動の推進	道の事務・事業に関する実行計画																																																									
(イ) 環境と調和した産業の展開	農業・農村振興推進計画 [第4次]																																																									
	クリーン農業推進計画 (第6期)																																																									
	有機農業推進計画 (第2期)																																																									
(ウ) 環境ビジネスの振興	環境産業振興戦略																																																									
ウ 環境と調和したまちづくり	住生活基本計画																																																									
	次世代北方型居住空間モデル構想																																																									
エ 基盤的な施策 (調査研究・情報提供・国際的な取組)																																																										
施策体系	個別計画・主な関連計画等																																																									
(5) 共通的・基盤的な施策	環境教育等行動計画																																																									
ア 環境に配慮する人づくりの推進																																																										
(ア) 環境教育の推進・環境に優しいライフスタイルの定着	教育推進計画																																																									
(イ) 民間団体等の自発的な環境保全活動の促進・協働取組の推進																																																										
イ 環境と経済の好循環の創出																																																										
(ア) 環境に配慮した事業活動の推進	道の事務・事業に関する実行計画																																																									
(イ) 環境と調和した産業の展開	農業・農村振興推進計画 [第5期]																																																									
	クリーン農業推進計画 (第7期)																																																									
	有機農業推進計画 (第3期)																																																									
(ウ) 環境ビジネスの振興	環境産業振興戦略																																																									
ウ 環境と調和したまちづくり	住生活基本計画																																																									
	次世代北方型居住空間モデル構想																																																									
エ 基盤的な施策 (調査研究・情報提供・国際的な取組)																																																										
<p>《施策の方向》</p> <p>ア 環境に配慮する人づくりの推進</p> <p>(ア) 環境教育の推進・環境にやさしいライフスタイルの定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における環境活動の指導的役割を担う人材の確保及び育成をはかるとともに、育成した人材や各種環境教育プログラムを活用し、道民が気軽に参加できる環境教育の機会を提供します。 <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境の村」などの環境教育の拠点を活用して、環境教育プログラムを開発・実施し、環境に配慮した行動を実践又はサポートする人材の育成を進めます。 ・地球温暖化防止活動推進員やeco-アカデミアの制度を活用し、地域の環境学習会等への指導者派遣など、人材の効果的な活用を進めます。 ・家庭における省エネルギーの取組を通じ環境マネジメント手法を学ぶ環境教育プログラム「kids'ISO14000」などを活用し、家庭や学校での環境教育を推進します。 <p>○ 環境に配慮した北海道らしいライフスタイルの提案・普及啓発を推進し、環境配慮行動の定着を図ります。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「道民環境行動月間 (毎年7月)」や「道民環境の日 (5・7・10・1月の第2日曜日)」を中心に、道民一人ひとりの環境に配慮した行動の実践を呼びかけ、その定着を促進します。 ・食を通して農産物・水産物等が育った環境や環境に調和した食生活などについて考える食育*を推進します。 ・木を身近に使っていくことを通じて、人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む木育*を推進します。 <p>(イ) 民間団体等の自発的な環境保全活動の促進・協働取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間団体等による自発的な環境保全活動を促進するとともに、関係団体の協働による環境保全活動を推進します。 	<p>《施策の方向》</p> <p>ア 環境に配慮する人づくりの推進</p> <p>(ア) 環境教育の推進・環境にやさしいライフスタイルの定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ E SD*やSDGsの考え方に基づき、地域における環境活動の指導的役割を担う人材の確保及び育成をはかるとともに、育成した人材や各種環境教育プログラムを活用し、道民が気軽に参加できる環境教育の機会を提供します。 <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境の村」などの環境教育の拠点を活用して、環境教育プログラムを開発・実施し、環境に配慮した行動を実践又はサポートする人材の育成を進めます。 ・地球温暖化防止活動推進員やeco-アカデミアの制度を活用し、地域の環境学習会等への指導者派遣など、人材の効果的な活用を進めます。 ・家庭における省エネルギーの取組を通じ環境マネジメント手法を学ぶ環境教育プログラム「kids'ISO14000」などを活用し、家庭や学校での環境教育を推進します。 <p>○ 環境に配慮した北海道らしいライフスタイルの提案・普及啓発を推進し、環境配慮行動の定着を図ります。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「道民環境行動月間 (毎年7月)」や「道民環境の日 (5・7・10・1月の第2日曜日)」を中心に、道民一人ひとりの環境に配慮した行動の実践を呼びかけ、その定着を促進します。 ・食を通して農産物・水産物等が育った環境や環境に調和した食生活などについて考える食育*を推進します。 ・木を身近に使っていくことを通じて、人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む木育*を推進します。 <p>(イ) 民間団体等の自発的な環境保全活動の促進・協働取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間団体等による自発的な環境保全活動を促進するとともに、関係団体の協働による環境保全活動を推進します。 	<p>・SDGsに係る記載追加</p>																																																								

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)	主な変更点
<p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 道民、事業者、行政が連携して環境保全活動の取組を推進する「環境道民会議*」の活動を通じて、各主体との情報交換等を行い、参加団体の環境保全活動を促進します。 環境に関心の高い企業等との協働により、環境保全活動に取り組む団体等を支援します。 <p>イ 環境と経済の好循環の創出</p> <p>(ア) 環境に配慮した事業活動の推進</p> <p>○ 環境に配慮した事業活動や、環境負荷の低い技術・製品・サービスの開発・普及など、企業による自主的な環境保全の取組を促進します。</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ISO14001、エコアクション 21*や北海道環境マネジメントシステムスタンダード (HES) *に関する情報発信などにより、環境マネジメントシステムの導入を促進します。 「グリーン・Biz認定制度」により、事業者の自主的な環境配慮活動を評価し、企業の環境保全の取組を促進します。 <p>○ 道自らが、率先して、事務・事業の実施にあたり環境に配慮し、環境への負荷の低減に努めます。</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策推進法に基づく「道の事務・事業に関する実行計画」により、庁舎管理事務と連携して、環境配慮の取組を進めます。 「グリーン購入基本方針」に基づき、再生資源を使用した製品等の優先的な調達などグリーン購入に率先して取り組みます。 道における環境配慮契約の効果的な導入に当たっての考え方を示す「道における環境配慮契約への対応方針」に基づき、導入が可能なものから環境配慮契約に取り組みます。 <p>○ 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業について、環境影響評価制度の運用により、適切な環境保全措置を確保し、良好な環境の保全を図ります。</p> <p>(イ) 環境と調和した産業の展開</p> <p>○ 環境との調和に配慮したクリーン農業や有機農業、自然循環型畜産の普及を推進するとともに、有機質資源の有効利用など農業生産活動を通じた環境保全の取組を促進します。</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 「クリーン農業推進計画」に基づき、クリーン農業技術の開発と普及、クリーン農産物の生産や流通・消費の拡大などを推進します。 「有機農業推進計画」に基づき、有機農業への新規参入や有機農業技術の開発と普及、有機農畜産物の販路拡大などを促進します。 家畜ふん尿や稲わらなどのバイオマスについて、適切な管理や肥料化、飼料化、エネルギー化などの循環利用を促進します。 	<p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 道民、事業者、行政が連携して環境保全活動の取組を推進する「環境道民会議*」の活動を通じて、各主体との情報交換等を行い、参加団体の環境保全活動を促進します。 環境に関心の高い企業等との協働により、環境保全活動に取り組む団体等を支援します。 <p>イ 環境と経済の好循環の創出</p> <p>(ア) 環境に配慮した事業活動の推進</p> <p>○ 環境に配慮した事業活動や、環境負荷の低い技術・製品・サービスの開発・普及など、企業による自主的な環境保全の取組を促進します。</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ISO14001、エコアクション 21*や北海道環境マネジメントシステムスタンダード (HES) *に関する情報発信などにより、環境マネジメントシステムの導入を促進します。 「グリーン・Biz認定制度」により、事業者の自主的な環境配慮活動を評価し、企業の環境保全の取組を促進します。 <p>○ 道自らが、率先して、事務・事業の実施にあたり環境に配慮し、環境への負荷の低減に努めます。</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策推進法に基づく「道の事務・事業に関する実行計画」により、庁舎管理事務と連携して、環境配慮の取組を進めます。 「グリーン購入基本方針」に基づき、再生資源を使用した製品等の優先的な調達などグリーン購入に率先して取り組みます。 道における環境配慮契約の効果的な導入に当たっての考え方を示す「道における環境配慮契約への対応方針」に基づき、導入が可能なものから環境配慮契約に取り組みます。 <p>○ 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業について、環境影響評価制度の運用により、適切な環境保全措置を確保し、良好な環境の保全を図ります。</p> <p>(イ) 環境と調和した産業の展開</p> <p>○ 環境との調和に配慮したクリーン農業や有機農業、自然循環型畜産の普及を推進するとともに、有機質資源の有効利用など農業生産活動を通じた環境保全の取組を促進します。</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 「クリーン農業推進計画」に基づき、クリーン農業技術の開発と普及、クリーン農産物の生産や流通・消費の拡大などを推進します。 「有機農業推進計画」に基づき、有機農業への参入・定着や有機農業技術の開発と普及、有機農畜産物等の販路の確保、消費者の理解の醸成などを促進します。 家畜ふん尿や稲わらなどのバイオマスについて、適切な管理や肥料化、飼料化、エネルギー化などの循環利用を促進します。 	<p>・最新計画を踏まえた表記に修正</p>

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)	主な変更点
<p>○ 「地産地消」や「地材地消」など、関連する産業の発展と環境負荷の低減の両面に資する取組を推進します。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道内で生産された農林水産物や加工品を道民が消費することで、環境負荷の低減にも資する「地産地消」を推進します。 ・道内の森林から産出され、道内で加工された木材である「地域材」を、道内で利用する「地材地消」を推進します。 <p>(ウ) 環境ビジネスの振興</p> <p>○ 「環境産業振興戦略」に基づき、多様で豊富なエネルギー資源や先進的な技術など本道が持つ優位性や特性を活かして、環境産業の育成・振興をはかります。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本道の豊富なエネルギー資源及び道内技術シーズを活用した環境産業関連技術の研究開発や製品開発、事業化を支援します。 	<p>○ 「地産地消」や「地材地消」など、関連する産業の発展と環境負荷の低減の両面に資する取組を推進します。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道内で生産された農林水産物や加工品を道民が消費することで、環境負荷の低減にも資する「地産地消」を推進します。 ・道内の森林から産出され、道内で加工された木材である「地域材」を、道内で利用する「地材地消」を推進します。 <p>(ウ) 環境ビジネスの振興</p> <p>○ 「環境産業振興戦略」に基づき、多様で豊富なエネルギー資源や先進的な技術など本道が持つ優位性や特性を活かして、環境産業の育成・振興をはかります。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本道の豊富なエネルギー資源及び道内技術シーズを活用した環境産業関連技術の研究開発や製品開発、事業化を支援します。 <p><u>○ 事業活動において気候変動から受ける影響を低減させる「気候リスク管理」や、「適応」を新たなビジネス機会として捉え、適応の取組に効果的な製品の販売やサービスの提供などを行う「適応ビジネス」*の取組の促進を図ります。</u></p> <p><u>※適応ビジネスの例：気候変化の将来予測データ等を活用した、自然災害予測サービスや農業支援サービスの提供など</u></p>	<p>・気候変動適応計画に係る記載追加</p>
<p>ウ 環境と調和したまちづくり</p> <p>○ 持続可能で質の高い暮らしの場を目指し、まちなか居住の促進やまちに必要な機能の集約などの取組と、低炭素化やエネルギーの地産地消、資源の域内循環などの取組を連携させたまちづくりを進めます。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「次世代北方型居住空間モデル構想」を推進するため、普及啓発や市町村に対する支援などを進めます。 <p>○ 一定規模以上の開発行為に対し、各種開発許可制度を適正に運用し、無秩序な開発を抑制し、環境に配慮した土地利用を促進します。</p>	<p>ウ 環境と調和したまちづくり</p> <p>○ 持続可能で質の高い暮らしの場を目指し、まちなか居住の促進やまちに必要な機能の集約などの取組と、低炭素化やエネルギーの地産地消、資源の域内循環などの取組を連携させたまちづくりを進めます。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>北の住まいるタウン</u>」を推進するため、普及啓発や市町村に対する支援などを進めます。 <p>○ 一定規模以上の開発行為に対し、各種開発許可制度を適正に運用し、無秩序な開発を抑制し、環境に配慮した土地利用を促進します。</p>	<p>・最新計画の表記に修正</p>
<p>エ 基盤的な施策（調査研究・情報提供・国際的な取組）</p> <p>○ 地域の環境問題の解決に向け、実態把握や解析、環境保全技術の開発などの調査研究を推進します。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道立総合研究機構が実施する自然環境や大気・水環境等の保全に関する調査研究を支援します。 ・「循環資源利用促進税」を活用し、事業化を前提に行われる産業廃棄物のリサイクル等に係る調査研究を支援します。 <p>○ 環境の状況や環境保全活動の取組状況、環境に関する調査研究の成果など、多様なニーズに対応できる環境情報の収集・提供をすすめます。</p>	<p>エ 基盤的な施策（調査研究・情報提供・国際的な取組）</p> <p>○ 地域の環境問題の解決に向け、実態把握や解析、環境保全技術の開発などの調査研究を推進します。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道立総合研究機構が実施する自然環境や大気・水環境等の保全に関する調査研究を支援します。 ・「循環資源利用促進税」を活用し、<u>事業化に向けて</u>行われる産業廃棄物のリサイクル等に係る調査研究を支援します。 <p>○ 環境の状況や環境保全活動の取組状況、環境に関する調査研究の成果など、多様なニーズに対応できる環境情報の収集・提供をすすめます。</p>	

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)	主な変更点
<p>○ 国際機関や国、民間団体等の関係機関等と連携して、情報交換や技術協力など環境に関する国際的な取組を推進します。</p> <p>2 重点的に取り組む事項</p> <p>ここでは、改定計画の計画期間である今後5年間に、特に重点的に取り組むことが必要な事項について、次の考え方に沿って掲げることとします。</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>○ 本章の1では、各分野ごとに、環境の現状や課題に応じて取り組むべき施策の方向を網羅的に示しました。 これらの中には、課題等の状況を踏まえ対応を急がなければならないものや、北海道らしさを発揮するという観点で特に重要なもの、環境のみならず社会情勢の変化も踏まえて総合的に取り組む必要があるものなどがあります。</p> <p>○ そこで、それらの課題等を解決するため、限られた資源を優先的に投入し、道の関係部局が連携して取り組むことが必要な事項を、重点的に取り組む事項として掲げることとします。</p> <p>○ 重点的に取り組む事項については、次の視点に留意して選定し、優先度が高いと考えられる取組を再構築して掲げることとします。</p> <p>＜重点的に取り組む事項の選定の視点＞</p> <p>① 緊急性 環境や社会情勢の状況等を踏まえ、特に早急に対応を図る必要があるもの ② 独自性 本道の特徴や強みを活かして北海道らしさを発揮するもの ③ 総合性 人口減少などの喫緊の社会的課題も勘案し、分野横断的に施策を展開することにより、相乗効果を発揮するもの</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>■ 重点的に取り組む事項の選定について</p> <p>平成26年度に実施した「新・北海道総合計画（H20.3策定）」の第2回点検・評価において、道が今後重点的に取り組むべき事項として「北海道の特性を活かした環境先進地づくり」など5つの事項が掲げられています。</p> <p>また、平成27年8月に策定された「新・北海道ビジョン推進方針」においては、政策展開の方向として「アジアの環境首都をめざす北海道づくり」などが掲げられています。</p> <p>これらの政策で掲げられている事項は、今日の本道をめぐる社会情勢の変化や直面する課題などを踏まえたものであることから、この改定計画の重点的に取り組む事項の選定にあたっては、十分配慮することとします。</p> </div> <p>○ 重点的に取り組む事項については、それぞれ、次に沿って記述します。</p> <p>① 背景・目的 選定に至る背景や目的、視点との関連性など ② 目標 めざす目標 ③ 取組の方向 目標の達成に向けた重点的な取組の方向</p>	<p>○ 国際機関や国、民間団体等の関係機関等と連携して、情報交換や技術協力など環境に関する国際的な取組を推進します。</p>	<p>・構成の変更(重点事項は分野別施策の展開の中で表示)</p>

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)	主な変更点
<p>(2) 重点的に取り組む事項 (1) の基本的な考え方に沿って、重点的に取り組む事項を掲げます。</p> <p>ア 野生生物と共生する社会づくり</p> <p>背景・目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ エゾシカの急激な増加や生息域の拡大は、農林業への被害だけでなく、高山植物や希少植物の食害、自動車や列車との衝突事故件数の増加などを引き起こしており、生態系や私たちの生活に様々な影響を与えています。 ○ 近年では、ヒグマやアザラシなどによる農業・漁業被害も増加しており、これらの野生動物とのあつれきの緩和が大きな課題となっています。 ○ 一方で、ヒグマやアザラシは地域や種によっては絶滅のおそれもあり、この他にも、開発の進展による生息・生育地の改変や過度の捕獲・採取等、外来種の生息・生育地域の拡大などにより、絶滅の危機に瀕し、これまで以上に保護を図る必要のある野生動植物種が存在しています。 ○ このため、生息・生育や被害状況などのモニタリングにより状況の変化を見極め、生育数の増加等をめざす「保護」と減少等をめざす「管理」を適切に運用し、柔軟で順応的な対策を行うことが求められています。 ○ また、適切な保護と管理に取り組むための体制整備や担い手の確保、捕獲個体の有効活用の推進なども課題となっており、これらも含めて総合的な対策に取り組む必要があります。 ○ 特に、エゾシカの捕獲個体の利活用については、新たな産業の芽となっており、これを育て、地域外への移出の拡大や内需、雇用の創出につなげることが求められています。 <p>目標</p> <p>科学的知見に基づいたモニタリングに基づき保護と管理のバランスを取り、捕獲個体の地域資源としての利活用も含めた総合的な対策に取り組むことにより、道民と野生生物が共存・共生できる社会の形成を目指します。</p> <p>取組の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 野生生物の適正な保護管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 推定個体数把握のための分布調査など科学的データや情報の収集 ・ 各地域の環境やニーズに応じた効率的なエゾシカ捕獲手法の開発・実践 ・ アライグマなど生態系等に影響を与える外来種の監視や駆除活動の推進 ・ 狩猟者の確保・育成など個体数管理のための体制整備 ○ エゾシカの地域資源としての利活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ エゾシカの捕獲から利活用までの取組を一体的に行う地域モデルの創出 ・ 認証制度の創設による道産ジビエとしての地域ブランド化の推進 		

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)	主な変更点
<p>・エゾシカの有する多面的な価値を活かした観光や教育分野での利用促進</p> <p>イ 地域の資源を活用した持続可能な地域社会の形成</p> <p>背景・目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 積雪寒冷・広域分散という地域特性から化石燃料への依存度が高いため、温室効果ガス削減に向けて、風力、太陽光、地熱など全国トップクラスの豊富な再生可能エネルギーの利用拡大が不可欠です。 ○ また、農林水産業が盛んなことから、家畜ふん尿や有機性汚泥などのバイオマスが豊富にあり、こうした循環資源を活用する地域循環圏の構築が求められています。 ○ 再生可能エネルギーの利用拡大やバイオマスなどの循環資源の利活用は、地域で自立・分散型のエネルギー源を確保するとともに、環境・エネルギー産業やリサイクル産業などの産業の成長を促し、道の喫緊の課題である国土強靱化や地域の活性化にも貢献することが可能です。 ○ 例えば、豊富な再生可能エネルギー源を利用して、次の世代を担うクリーンエネルギーとして期待される水素を製造することが可能であり、水素を使用する燃料電池等の導入は、低炭素社会の形成や新たな環境産業の創出にも寄与するものと考えられます。 ○ また、バイオマスのエネルギー利用などは、燃料費としての地域外への資金流出を抑制するとともに地域内での資金の循環を生み出し、地域の活性化、ひいては人口流出抑制につながる対策ともなりえます。 ○ 人口減少などへの対応の必要性なども踏まえ、このような、地域が抱える経済・社会的課題の解決にも寄与する環境への取組を積極的に推進していくことが求められています。 <p>目標</p> <p>再生可能エネルギーの利用拡大や、バイオマスなどの循環資源の活用により、クリーンなエネルギーを自給し、地域の循環資源を活用する持続可能な地域社会の形成を図ります。</p> <p>取組の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の特色を活かした再生可能エネルギーの導入推進 <ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギー利用のための構想づくりや事業化に向けた取組への支援 ・防災拠点等への再生可能エネルギー関連設備の整備促進 ・豊富なエネルギー資源を背景とした環境・エネルギー産業の育成・振興 ○ 水素社会の形成に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・水素の特性や利活用の意義などに関する普及啓発 ・水素社会形成に向けた「水素社会実現戦略ビジョン」に基づく取組の推進 ・水素関連実証プロジェクトの誘致や水素関連技術の開発・普及 		

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)	主な変更点
<p>○ バイオマスなどの循環資源の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における効率的なバイオマス利活用システムの構築支援 ・林地未利用材をはじめとした木質バイオマスの利用促進 ・技術研究開発及び施設整備に対する支援等による循環資源及び再生品の利用拡大 <p>ウ 豊かな自然の次代への継承</p> <p>背景・目的</p> <p>○ 北海道は、世界自然遺産の知床や、釧路湿原をはじめとしたラムサール条約湿地など、道民の財産となる豊かな自然を有しています。</p> <p>○ この豊かな自然は、多様な野生生物の生息・生育環境となっているほか、豊富で質の高い水資源を生み出すとともに、道の基幹産業である農林水産業や観光産業の基盤となっています。</p> <p>○ こうした本道の豊かな自然や生物多様性の価値を改めて見つめ直し、道民が誇るこの貴重な資産を次代に引き継ぐ取組を、着実に推進することが求められています。</p> <p>○ しかしながら、開発が進められる中で、土地利用の変化などにより、野生生物の生息・生育環境が分断されるなど、自然環境等の質的な悪化が懸念されており、今後の観光客増加なども想定し、これまで以上に保全や適正利用を推進していくことが必要です。</p> <p>○ また、人口減少・高齢化の進行を踏まえ、地域における環境保全活動の担い手や環境教育の指導者の育成を進めるとともに、NPOなどの民間団体、事業者など様々な主体との連携・協働による取組を推進する必要があります。</p> <p>目標</p> <p>知床をはじめとした本道の豊かな自然を次の世代に引き継ぐため、様々な主体と連携・協働を図りながら、自然環境等の保全とその適正な利用、これらの活動の担い手や指導者の育成を推進します。</p> <p>取組の方向</p> <p>○ 豊かな自然環境等の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「知床メモリアル・アクション」等に基づく知床の普遍的価値の発信 ・流域全体の健全な水循環の確保のための計画的な水環境保全施策の推進 ・多様な生物の生息・生育環境の保全 <p>○ 自然環境の持続可能な利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「知床エコツーリズム戦略」に基づくエコツーリズムの推進とその展開 ・自然公園の適切な利用に資する利用設備の整備 <p>○ 担い手と指導者の確保及び協働取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動を実践又はサポートする担い手・指導者の育成 		

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)	主な変更点
<ul style="list-style-type: none"> 多様な主体の参画による自然環境保全の取組の推進 		

第3章 計画の推進

第3章 計画の推進

この章では、本計画を推進するに当たっての考え方などを示し、道民、事業者、行政が互いに連携して、計画を着実に推進し、21世紀半ばを展望した将来像や、5年後のめざす姿の実現を目指します。

なお、計画の推進に当たっては、本計画が道民や事業者などの各主体に浸透するよう広く周知に努めます。

この章では、本計画を推進するに当たっての考え方などを示し、道民、事業者、行政が互いに連携して、計画を着実に推進し、21世紀後半を展望した将来像の実現を目指します。

なお、計画の推進に当たっては、本計画が道民や事業者などの各主体に浸透するよう広く周知に努めます。

1 道民の意見の反映

1 道民の意見の反映

- 環境保全推進委員*制度やホームページ等による意見募集を有効に活用し、環境施策に対する道民の意見を把握するとともに、その意見を環境施策に適切に反映するよう努めます。
- 寄せられた道民の意見については、その対応状況等について、適宜、公表します。
- 環境施策に対する道民のニーズ等について、適宜、道民意識調査を活用するなどして把握するとともに、施策への反映に努めます。

- 環境保全推進委員*制度やホームページ等による意見募集を有効に活用し、環境施策に対する道民の意見を把握するとともに、その意見を環境施策に適切に反映するよう努めます。
- 寄せられた道民の意見については、その対応状況等について、適宜、公表します。
- 環境施策に対する道民のニーズ等について、適宜、道民意識調査を活用するなどして把握するとともに、施策への反映に努めます。

2 推進体制

2 推進体制

- 道の各部署が連携して環境基本計画を推進するため、庁内関係部署で構成する環境政策推進会議*等を活用します。(図3-1参照)
- 環境基本計画に基づく施策の推進に当たって、道民・事業者・行政など各主体の連携のもと、積極的な環境保全活動を促進するため、住民団体や事業者団体等で構成する環境道民会議を活用します。

- 道の各部署が連携して環境基本計画を推進するため、道庁内の関係部署で構成する庁内会議等を活用します。
- 環境基本計画に基づく施策の推進に当たって、道民・事業者・行政など各主体の連携のもと、積極的な環境保全活動を促進するため、住民団体や事業者団体等で構成する環境道民会議を活用します。

・庁内会議のため詳細の記述は削除

・庁内会議のため詳細の記述は削除

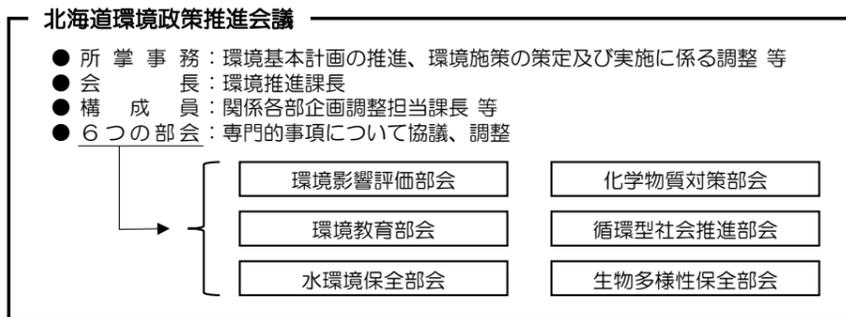


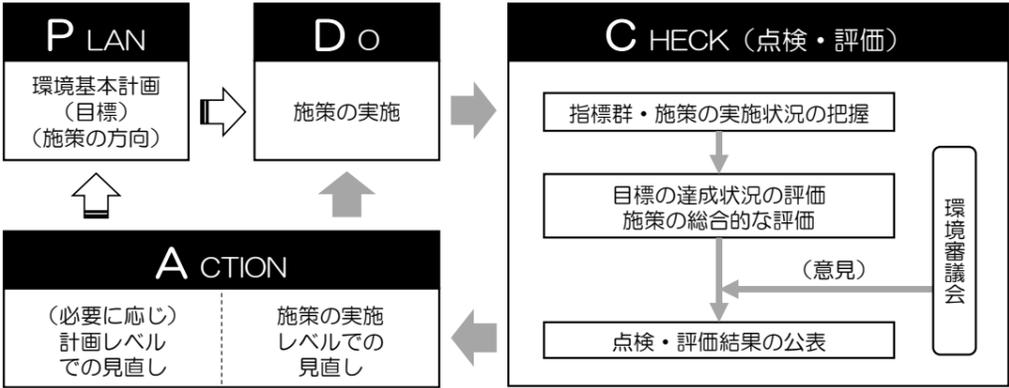
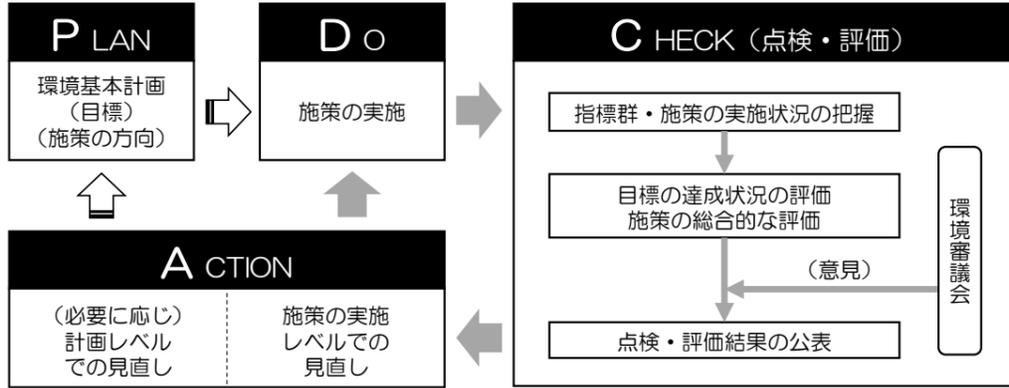
図3-1 北海道環境政策推進会議の構成

3 計画の進行管理

3 計画の進行管理

- 計画の着実な推進を図るため、計画に基づく施策の進捗状況を定期的に点検・評価します。
- 計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価は、施策分野ごとに定める指標群の状況等や「施

- 計画の着実な推進を図るため、計画に基づく施策の進捗状況を定期的に点検・評価します。
- 計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価は、施策分野ごとに定める指標群の状況等や「施

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)	主な変更点
<p>策の方向」に基づく各施策の実施状況などをもとに、各施策分野の目標の達成状況や施策の進捗状況の確認、各分野それぞれの視点から見た総合的な評価などを実施し、課題等を整理することにより行います。</p> <div data-bbox="192 338 1285 604" style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>■ 点検・評価と指標群について</p> <p>点検・評価では、各施策の実施状況と「補足データ」などをもとに、「施策の方向」に基づく各施策の進捗状況を把握します。</p> <p>また、各分野の目標の達成状況については、「指標」や「個別指標」を用いるほか、社会状況の変化などの外部要因や各施策の進捗状況なども踏まえ、評価を行うこととします。</p> </div> <div data-bbox="192 646 1285 913" style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>■ 総合的な評価について</p> <p>各分野で講じる施策については、他の分野での相乗的な効果が期待できるものがある一方で、その分野の環境影響を低減するための取組が、他の分野で別の環境影響を発生させる場合もあります。</p> <p>したがって、計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価に当たっては、他の分野の視点なども勘案した、総合的な評価を行うこととします。</p> </div> <p>○ 点検・評価は、PDCA サイクル*の考え方に基づき、適切で効率的・効果的なものとなるようにします。また、点検・評価の実施に当たっては、知事の附属機関である環境審議会の意見を聴きながら進めます。</p> <p>○ 点検・評価の実施結果等については、環境白書やホームページ等を通じて広く公表します。</p>  <p style="text-align: center;">図3-2 計画の進行管理イメージ</p> <p>4 計画の見直し</p> <p>○ 計画の進捗状況の点検・評価の結果や社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ見直しを行います。</p>	<p>策の方向」に基づく各施策の実施状況などをもとに、各施策分野の目標の達成状況や施策の進捗状況の確認、各分野それぞれの視点から見た総合的な評価などを実施し、課題等を整理することにより行います。</p> <div data-bbox="1359 338 2451 604" style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>■ 点検・評価と指標群について</p> <p>点検・評価では、各施策の実施状況と「補足データ」などをもとに、「施策の方向」に基づく各施策の進捗状況を把握します。</p> <p>また、各分野の目標の達成状況については、「指標」や「個別指標」を用いるほか、社会状況の変化などの外部要因や各施策の進捗状況なども踏まえ、評価を行うこととします。</p> </div> <div data-bbox="1359 646 2451 913" style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>■ 総合的な評価について</p> <p>各分野で講じる施策については、他の分野での相乗的な効果が期待できるものがある一方で、その分野の環境影響を低減するための取組が、他の分野で別の環境影響を発生させる場合もあります。</p> <p>したがって、計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価に当たっては、他の分野の視点なども勘案した、総合的な評価を行うこととします。</p> </div> <p>○ 点検・評価は、PDCA サイクル*の考え方に基づき、適切で効率的・効果的なものとなるようにします。また、点検・評価の実施に当たっては、知事の附属機関である環境審議会の意見を聴きながら進めます。</p> <p>○ 点検・評価の実施結果等については、環境白書やホームページ等を通じて広く公表します。</p>  <p style="text-align: center;">図3-1 計画の進行管理イメージ</p> <p>4 計画の見直し</p> <p>○ 計画の進捗状況の点検・評価の結果や社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ見直しを行います。</p>	

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)	主な変更点
<p data-bbox="172 218 314 260">用語解説</p> <p data-bbox="261 342 1172 373">本計画で使用している主な用語の解説について、五十音順で整理しています。</p> <p data-bbox="160 417 243 449">《ア行》</p> <p data-bbox="160 453 216 485">【IT】</p> <p data-bbox="148 487 1092 518">Information Technology の略。ここでは、情報・通信に関連する技術一般の総称。</p> <p data-bbox="160 766 403 798">【アスベスト (石綿)】</p> <p data-bbox="148 800 1279 867">繊維状の鉱物で、安価な工業材料としてスレート材、断熱材等、広範囲に使用されている。その繊維が極めて細かいことから、人が呼吸器から吸入しやすいという特質をもつ。</p> <p data-bbox="160 907 329 938">【ISO14001】</p> <p data-bbox="148 940 1273 1041">国際標準化機構 (ISO) で制定した環境管理と改善の手法を標準化・体系化した国際規格。①計画 (Plan)、②実行 (Do)、③点検 (Check)、④見直し (Action) という PDCA サイクルを構築し、継続的に実施することで、環境への負荷の軽減を図る。</p> <p data-bbox="160 1812 412 1843">【エコアクション 21】</p> <p data-bbox="148 1845 1279 1946">中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を</p>	<p data-bbox="1338 218 1484 260">用語解説</p> <p data-bbox="1344 342 2255 373">本計画で使用している主な用語の解説について、五十音順で整理しています。</p> <p data-bbox="1332 417 1409 449">《ア行》</p> <p data-bbox="1332 525 1400 556">【IoT】</p> <p data-bbox="1320 558 2481 625"><u>Internet of Things の略。モノのインターネット化を意味し、PC に限らず、様々なものがインターネットとつながることを指す。</u></p> <p data-bbox="1332 663 1400 695">【ICT】</p> <p data-bbox="1344 697 2436 728">Information <u>and Communication</u> Technology の略。ここでは、情報・通信に関連する技術一般の総称。</p> <p data-bbox="1332 766 1552 798">【アスベスト (石綿)】</p> <p data-bbox="1320 800 2481 867">繊維状の鉱物で、安価な工業材料としてスレート材、断熱材等、広範囲に使用されている。その繊維が極めて細かいことから、人が呼吸器から吸入しやすいという特質をもつ。</p> <p data-bbox="1332 907 1484 938">【ISO14001】</p> <p data-bbox="1320 940 2481 1041">国際標準化機構 (ISO) で制定した環境管理と改善の手法を標準化・体系化した国際規格。①計画 (Plan)、②実行 (Do)、③点検 (Check)、④見直し (Action) という PDCA サイクルを構築し、継続的に実施することで、環境への負荷の軽減を図る。</p> <p data-bbox="1332 1081 1614 1113">【アドベンチャートラベル】</p> <p data-bbox="1320 1115 2481 1182"><u>アクティビティ、自然、異文化体験の3要素の内、2つ以上で構成される旅行形態で、シーカヤック、ラフティング、トレッキング、山登りといった、海、川、山を活かした様々なアウトドアのアクティビティの総称。</u></p> <p data-bbox="1332 1220 1466 1251">【ESG 投資】</p> <p data-bbox="1320 1253 2347 1285"><u>環境 (Environment)・社会 (Social)・企業統治 (Governance) といった要素を考慮する投資。</u></p> <p data-bbox="1332 1325 1415 1356">【ESD】</p> <p data-bbox="1320 1358 2481 1497"><u>Education for Sustainable Development (「持続可能な開発のための教育」) の略。環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会の課題を自らの問題と捉え、身近なところから取り組む (think globally, act locally) ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、それによって持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動。</u></p> <p data-bbox="1332 1535 1400 1566">【EV】</p> <p data-bbox="1320 1568 2481 1669"><u>電気自動車 (Electric Vehicle)。主に二次電池などに溜めた電気をエネルギー源とし、モーターを駆動して走行する自動車。内燃機関が無いため環境性能に優れ、静穏性に優れるが、一充電走行距離や充電に要する時間、また、充電インフラの整備などに課題がある。</u></p> <p data-bbox="1332 1707 1546 1738">【営農型太陽光発電】</p> <p data-bbox="1320 1740 2377 1772"><u>農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農産生産と発電とで共有する取組。</u></p> <p data-bbox="1332 1812 1558 1843">【エコアクション 21】</p> <p data-bbox="1320 1845 2481 1946">中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価・</p>	<ul data-bbox="2507 464 2804 531" style="list-style-type: none"> • 解説不要な用語の削除 • 解説が必要な用語の追加

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)	主な変更点
<p>持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価・報告するための方法を提供している。</p> <p>【エコツーリズム】 観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、その自然観光資源の保護に配慮しつつ、それらとふれあい、それらに関する知識及び理解を深めるための活動。</p> <p>【NPO 法（特定非営利活動促進法）】 特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする法律。</p> <p>【オープンデータ】 官公庁などが持ち、限られた場所で利用されているデータを、一般の利用者がいつでも取り出して利用できるようにしたデータのこと。民間企業が持つデータと組み合わせ、新サービスを生み出すと考えられている。</p> <p>【温室効果ガス】 大気中の赤外線を吸収し、地表付近の大気を暖める効果をもつ二酸化炭素、メタンなどの気体。人間活動による温室効果ガスの排出量増加により地球温暖化が進行しているといわれる。</p> <p>《力行》 【環境政策推進会議】 道庁内の各部局の連携と調整を図り、環境施策を総合的・計画的に推進するため設置している組織。</p> <p>【環境道民会議】 道民・事業者・行政が連携して環境保全活動を積極的に推進するため、平成 10 年に設置し、現在、住民団体や事業者団体などで構成している。</p> <p>【環境保全推進委員】 環境施策に道民の意見を反映するため、環境基本条例に基づき委嘱している。</p> <p>【環境マネジメントシステム】 事業者等が環境に与える負荷を軽減するための方針等を自ら設定し、これらの達成に取り組んでいく仕組み。このシステムの国際規格が、ISO14001 である。</p> <p>【企業の社会的責任（CSR）】 企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであり、行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。Corporate Social Responsibility の頭文字をとった言葉。</p>	<p>報告するための方法を提供している。</p> <p>【エコツーリズム】 観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、その自然観光資源の保護に配慮しつつ、それらとふれあい、それらに関する知識及び理解を深めるための活動。</p> <p><u>【SDGs】</u> <u>Sustainable Development Goals の略。2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざすための目標であり、17 のゴールと 169 のターゲットで構成される。</u></p> <p><u>【FCV】</u> <u>燃料電池自動車(Fuel Cell Vehicle)。水素を燃料として車載し、空気中の酸素との電気的な化学反応により発電した電気を使いモーターで走行する自動車。利用段階で二酸化炭素を排出しない。</u></p> <p>【NPO 法（特定非営利活動促進法）】 特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする法律。</p> <p>【オープンデータ】 官公庁などが持ち、限られた場所で利用されているデータを、一般の利用者がいつでも取り出して利用できるようにしたデータのこと。民間企業が持つデータと組み合わせ、新サービスを生み出すと考えられている。</p> <p>【温室効果ガス】 大気中の赤外線を吸収し、地表付近の大気を暖める効果をもつ二酸化炭素、メタンなどの気体。人間活動による温室効果ガスの排出量増加により地球温暖化が進行しているといわれる。</p> <p>《力行》 【環境道民会議】 道民・事業者・行政が連携して環境保全活動を積極的に推進するため、平成 10 年に設置し、現在、住民団体や事業者団体などで構成している。</p> <p>【環境保全推進委員】 環境施策に道民の意見を反映するため、環境基本条例に基づき委嘱している。</p> <p>【環境マネジメントシステム】 事業者等が環境に与える負荷を軽減するための方針等を自ら設定し、これらの達成に取り組んでいく仕組み。このシステムの国際規格が、ISO14001 である。</p> <p>【企業の社会的責任（CSR）】 企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであり、行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。Corporate Social Responsibility の頭文字をとった言葉。</p>	

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)	主な変更点
<p>【クラウドサービス】 インターネット等のブロードバンド回線を経由して、データセンターに蓄積されたコンピュータ資源を役務（サービス）として、第三者（利用者）に対して遠隔地から提供するもの。</p> <p>【クリーン農業】 たい肥等の有機物の施用や、化学肥料の使用抑制など、農業の自然循環機能を維持増進させ、環境との調和に配慮した安全・安心で品質の高い農産物の生産を進める農業。</p> <p>【グリーン購入】 商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質、デザインだけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。</p> <p>【グリーンツーリズム】 農家が経営する民宿（ファームイン）、農村体験など、農村地域に滞在し、農山村の自然・文化・人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動。</p> <p>【光化学オキシダント】 大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽などの紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。</p> <p>《サ行》 【再生可能エネルギー】 資源が無くならず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーで、法令※で示された太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱、バイオマスなどのエネルギーのこと。 ※ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律</p> <p>【財政力指数】 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。</p> <p>【循環資源】 廃棄物等のうち有用なもの。</p>	<p><u>【気候システム】</u> 大気や水の循環には海洋・陸面・雪氷が深くかかわっていることから、大気と海洋・陸面・雪氷を相互に関連する一つのシステムとして捉える考え方。地球規模の気候は気候システムに外部から強制力が加わることで変化する。</p> <p><u>【共通価値の創造（CSV）】</u> 企業の事業を通じて社会的な課題を解決することから生まれる「社会価値」と「企業価値」を両立させようとする経営戦略の概念。Creating Shared Valueの頭文字をとった言葉。</p> <p>【クラウドサービス】 インターネット等のブロードバンド回線を経由して、データセンターに蓄積されたコンピュータ資源を役務（サービス）として、第三者（利用者）に対して遠隔地から提供するもの。</p> <p><u>【COOL CHOICE】</u> 「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。</p> <p>【クリーン農業】 たい肥等の有機物の施用や、化学肥料の使用抑制など、農業の自然循環機能を維持増進させ、環境との調和に配慮した安全・安心で品質の高い農産物の生産を進める農業。</p> <p>【グリーン購入】 商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質、デザインだけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。</p> <p>【グリーンツーリズム】 農家が経営する民宿（ファームイン）、農村体験など、農村地域に滞在し、農山村の自然・文化・人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動。</p> <p>【光化学オキシダント】 大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽などの紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。</p> <p>《サ行》 【再生可能エネルギー】 資源が無くならず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーで、法令※で示された太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱、バイオマスなどのエネルギーのこと。 ※ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律</p> <p>【財政力指数】 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。</p> <p>【循環資源】 廃棄物等のうち有用なもの。</p> <p><u>【シェアリング・エコノミー】</u></p>	

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)	主な変更点
<p>【食育】 食の安全性や栄養、食文化などの食物に関する知識と「食」を選択する力を養うことにより、健全な食生活を実践することができる人を育てること。</p> <p>【新エネルギー】 条例※で定義している、次に掲げるエネルギー（燃焼の用に供する物、熱又は電気）又はエネルギーの利用形態 ア 太陽光、風力、水力、雪氷又はバイオマスを利用して得られるエネルギー、太陽熱、地熱その他の環境への負荷が少ないエネルギー イ 工場、変電所等から排出される熱、廃棄物を利用して得られるエネルギーその他のエネルギー又は物品を再利用して得られるエネルギー ウ エネルギーの利用の効率を向上させ、又は環境への負荷を低減させるエネルギー道では、この条例に基づき、新エネルギーの開発及び導入を促進している。 ※ 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例</p> <p>【水素社会】 水素を日常の生活や産業活動でエネルギーとして利活用する社会。水素は、利便性やエネルギー効率が高いほか、利用段階で温室効果ガスの排出がないという特徴を持ち、将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことが期待されている。</p> <p>【スマートフォン】 従来の携帯電話端末の有する通信機能等に加え、高度な情報処理機能が備わった携帯電話端末のこと。従来の携帯電話端末とは異なり、利用者が使いたいアプリケーションを自由にインストールして利用することが一般的。</p> <p>【3R (スリーアール)】 ①Reduce (リデュース：発生抑制)、②Reuse (リユース：再使用)、③Recycle (マテリアル・リサイクル：再生利用、サーマル・リサイクル：熱回収) の頭文字をとったもので、この優先順位に配慮して3Rを推進している。</p> <p>【スローライフ】 現代社会のスピードと効率を追い求める慌ただしい暮らしや働き方を見直し、ゆとりある人生を楽しみ、生活の質を高めようという動き。欧米で広がりを見せている。</p> <p>【生物多様性】 それぞれの地域の自然環境に応じた様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう(生物の多様性、種の多様性、種内(遺伝子)の多様性)。生物多様性は、すべての生物の「固有種」と「つながり」によって成り立っている。</p> <p>【世界自然遺産】 世界遺産条約により登録される遺産のカテゴリーの一つ。自然遺産は、世界的な見地から見て鑑賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息地、自然の風景地等を対象としている。平成26(2014)年6月現在、197ヶ所が登録されている。日本国内では、平成5(1993)年に「屋久島」と「白神山地」、平成17(2005)年に「知床」、平成23(2011)年に「小笠原諸島」の計4ヶ所が登録されている。</p>	<p><u>個人等が保有する遊休資産(スキルのような無形のものも含む。)の貸出しを仲介するサービスのこと。</u></p> <p>【食育】 食の安全性や栄養、食文化などの食物に関する知識と「食」を選択する力を養うことにより、健全な食生活を実践することができる人を育てること。</p> <p>【新エネルギー】 条例※で定義している、次に掲げるエネルギー（燃焼の用に供する物、熱又は電気）又はエネルギーの利用形態 ア 太陽光、風力、水力、雪氷又はバイオマスを利用して得られるエネルギー、太陽熱、地熱その他の環境への負荷が少ないエネルギー イ 工場、変電所等から排出される熱、廃棄物を利用して得られるエネルギーその他のエネルギー又は物品を再利用して得られるエネルギー ウ エネルギーの利用の効率を向上させ、又は環境への負荷を低減させるエネルギー道では、この条例に基づき、新エネルギーの開発及び導入を促進している。 ※ 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例</p> <p>【水素社会】 <u>利用段階で二酸化炭素を排出せず、燃料電池技術を活用することで高いエネルギー効率を得られるなどの水素の優れた特性を踏まえ、水素を日常の生活や産業活動でエネルギーとして利用する社会。水素のみによってエネルギーが提供される社会を示すものではない。</u></p> <p>【3R (スリーアール)】 ①Reduce (リデュース：発生抑制)、②Reuse (リユース：再使用)、③Recycle (マテリアル・リサイクル：再生利用、サーマル・リサイクル：熱回収) の頭文字をとったもので、この優先順位に配慮して3Rを推進している。</p> <p>【生物多様性】 それぞれの地域の自然環境に応じた様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう(生態系の多様性、種の多様性、種内(遺伝子)の多様性)。生物多様性は、すべての生物の「固有種」と「つながり」によって成り立っている。</p> <p>【世界自然遺産】 世界遺産条約により登録される遺産のカテゴリーの一つ。自然遺産は、世界的な見地から見て鑑賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息地、自然の風景地等を対象としている。<u>令和元年(2019)年7月現在、213ヶ所が登録されている。</u>日本国内では、平成5(1993)年に「屋久島」と「白神山地」、平成17(2005)年に「知床」、平成23(2011)年に「小笠原諸島」の計4ヶ所が登録されている。</p> <p><u>【ZEH(ゼッチ)】 ゼロエネルギーハウスの略称で、自宅で「創るエネルギー」が「使うエネルギー」よりも大きい住宅のこと。</u></p>	

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)	主な変更点
<p>【ソーシャルメディア】 ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディアのこと。利用者同士のつながりを促進する様々なしながけが用意されており、互いの関係を視覚的に把握できるのが特徴。</p> <p>【ゾーニング】 森林の状況や住民ニーズ等を勘案し、森林の有する多面的機能のうち、特に発揮を期待する単一又は複数の機能に応じて森林を区分すること</p> <p>《夕行》 【タブレット端末】 タブレット（平板）型の端末で、液晶の画面に指先をあてながら操作する「タッチパネル」が採用されている。ノートパソコンより小さくて軽いため、片手で持ちながら利用可能。</p> <p>【地産地消】 地域で生産されたものを地域で消費すること。道内各地で生産者による新鮮な地場産品の直売や生産者等と消費者の交流活動など多様な取組が展開されており、消費者と生産者の相互理解を深めるとともに、輸送に伴うコストの低減や二酸化炭素の排出など環境負荷の低減に貢献すると考えられる。</p> <p>【地材地消】 地域で生産された木材・木製品を地域で有効利用すること。輸送距離の短縮に伴う二酸化炭素排出量の低減や、地域産業の活性化など、環境面と経済面でのメリットがある。</p> <p>《ハ行》 【バイオマス】 再生可能な生物由来の有機性資源で石炭や石油などの化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜ふん尿、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥など、また、未利用バイオマスとしては、稲わらなど農作物非食用部や林地未利用材がある。 主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用などのほか、燃焼して発電したり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。 バイオマスに含まれる炭素分は、植物がその成長過程において大気中の二酸化炭素を固定したものであり、バイオマスを燃焼しても大気中の二酸化炭素を増加させないカーボンニュートラルという特性を有する。</p> <p>【廃棄物等】 一般廃棄物・産業廃棄物に加えて、使用済み物品、副産物等を含む概念。</p>	<p><u>【ZEB（ゼブ）】</u> <u>ゼロエネルギービルの略称で、建築設備の省エネルギーや再生可能エネルギーの活用などにより年間のエネルギー収支（エネルギー消費の正味）がゼロとなる建築物のこと。</u></p> <p><u>【ゼロエミッション・ピークル】</u> <u>走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）のこと。</u></p> <p>《夕行》</p> <p>【地産地消】 地域で生産されたものを地域で消費すること。道内各地で生産者による新鮮な地場産品の直売や生産者等と消費者の交流活動など多様な取組が展開されており、消費者と生産者の相互理解を深めるとともに、輸送に伴うコストの低減や二酸化炭素の排出など環境負荷の低減に貢献すると考えられる。</p> <p>【地材地消】 地域で生産された木材・木製品を地域で有効利用すること。輸送距離の短縮に伴う二酸化炭素排出量の低減や、地域産業の活性化など、環境面と経済面でのメリットがある。</p> <p>《ハ行》 【バイオマス】 再生可能な生物由来の有機性資源で石炭や石油などの化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜ふん尿、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥など、また、未利用バイオマスとしては、稲わらなど農作物非食用部や林地未利用材がある。 主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用などのほか、燃焼して発電したり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。 バイオマスに含まれる炭素分は、植物がその成長過程において大気中の二酸化炭素を固定したものであり、バイオマスを燃焼しても大気中の二酸化炭素を増加させないカーボンニュートラルという特性を有する。</p> <p>【廃棄物等】 一般廃棄物・産業廃棄物に加えて、使用済み物品、副産物等を含む概念。</p> <p><u>【パリ協定】</u> <u>第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約（平成28年（2016年）11月に発効）。</u> <u>世界共通の目標として、平均気温の上昇を産業革命前と比べ2度より十分に低く保つとともに、1.5度に抑える努力を追及し、また、これを達成するため、今世紀後半に、人間活動による温室効果ガスの排出量を実質的にゼロに</u></p>	

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)	主な変更点
<p>【微小粒子状物質 (PM2.5)】 大気中に浮遊している 2.5 μm (1 μm は 1mm の千分の 1) 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM : 10 μm 以下の粒子) よりも小さな粒子。非常に小さいため (髪の毛の太さの 1/30 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。 道内での環境基準達成率 (長期) は 100% (H25)。</p> <p>【ビッグデータ】 ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群。例えば、ソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれた GPS (全地球測位システム) から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなどがある。</p> <p>【PRTR 制度】 人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、その環境中への排出量及び廃棄物に含まれ事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、行政に報告を行い、行政は事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境中への排出量や廃棄物に含まれて移動する量を把握・集計し、公表する仕組み。環境汚染物質排出移動登録制度。</p> <p>【PCB (ポリ塩化ビフェニル)】 有機化合物の一つ。不燃性で、熱に強く、絶縁性にすぐれ、化学的にも安定していて分解されにくく、動物の脂肪組織に蓄積されやすい。従来、熱媒体、絶縁油、塗料に使用されていたが、人に対し皮膚障害、肝臓障害を引き起こす毒性を持つことから、現在では、国内で製造は禁止されている。</p> <p>【PDCA サイクル】 プロジェクト等の実行に際し、計画をたて (Plan)、実行し (Do)、その評価 (Check) に基づいて改善 (Action) を行うという工程を継続的に繰り返す仕組み。</p> <p>【ブロードバンド】 光ファイバーなどを使った高速で大容量な通信を提供する回線やサービスの総称のこと。</p> <p>【北海道環境マネジメントシステム (HES)】 ISO14001 を基本とした中小企業向けの環境管理システムで、取り組みやすい内容であることや、費用負担が小さいことが特徴。北海道商工会議所連合会などの経済団体が中心となり策定した。</p> <p>《マ行》</p> <p>【木育 (もくいく)】 「木とふれあい・木に学び・木と生きる」取組を通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むこと。</p> <p>《ヤ行》 【有機農業】 化学肥料や農薬を使用せず、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本に、環境への負荷をできる</p>	<p><u>することを掲げている。</u></p> <p>【微小粒子状物質 (PM_{2.5})】 大気中に浮遊している 2.5 μm (1 μm は 1mm の千分の 1) 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM : 10 μm 以下の粒子) よりも小さな粒子。 非常に小さいため (髪の毛の太さの 1/30 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。 道内での環境基準達成率 (長期) は 100% (H25)。</p> <p>【ビッグデータ】 ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群。例えば、ソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれた GPS (全地球測位システム) から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなどがある。</p> <p>【PRTR 制度】 人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、その環境中への排出量及び廃棄物に含まれ事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、行政に報告を行い、行政は事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境中への排出量や廃棄物に含まれて移動する量を把握・集計し、公表する仕組み。環境汚染物質排出移動登録制度。</p> <p>【PCB (ポリ塩化ビフェニル)】 有機化合物の一つ。不燃性で、熱に強く、絶縁性にすぐれ、化学的にも安定していて分解されにくく、動物の脂肪組織に蓄積されやすい。従来、熱媒体、絶縁油、塗料に使用されていたが、人に対し皮膚障害、肝臓障害を引き起こす毒性を持つことから、現在では、国内で製造は禁止されている。</p> <p>【PDCA サイクル】 プロジェクト等の実行に際し、計画をたて (Plan)、実行し (Do)、その評価 (Check) に基づいて改善 (Action) を行うという工程を継続的に繰り返す仕組み。</p> <p>【北海道環境マネジメントシステム (HES)】 ISO14001 を基本とした中小企業向けの環境管理システムで、取り組みやすい内容であることや、費用負担が小さいことが特徴。北海道商工会議所連合会などの経済団体が中心となり策定した。</p> <p>《マ行》 <u>【マイクログリッド】</u> <u>地域の再生可能エネルギーと蓄電池等の調整力、系統線を活用して電力を面的に利用する新たなエネルギーシステムを構築することにより、自営線敷設にかかるコストを低減、大規模工事を要せずにエネルギーの地産地消を図ること。</u></p> <p>【木育 (もくいく)】 「木とふれあい・木に学び・木と生きる」取組を通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むこと。</p> <p>《ヤ行》 【有機農業】 化学肥料や農薬を使用せず、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本に、環境への負荷をできる限り低減した</p>	

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)	主な変更点
<p>限り低減した生産方法による農業のことで、有機農業の推進に関する法律第2条で定義されている。</p> <p>《う行》 【ラムサール条約】 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約。昭和46（1971）年にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択された。この条約は、特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的としている。また、産業や地域の人々の生活とバランスのとれた保全を進めるために、湿地の賢明な利用（ワイズユース）を提唱している。昭和50（1975）年に条約を発効し、日本は昭和55（1980）年に締約国となった。</p> <p>【リスクコミュニケーション】 環境リスクなどの化学物質などに関する正確な情報を住民、事業者、行政等の全ての者が共有しつつ、意思疎通と相互理解を図ること。</p> <p>【林地未利用材】 伐採された木材のうち、未利用のまま林地に残置されている間伐材や枝条等。</p> <p>【レッドリスト】 絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのことで、国際的には国際自然保護連合(IUCN)が、国内では環境省のほか地方公共団体やNGOなどが作成。環境省のレッドリストは、日本に生息する野生生物について、生物学的な観点から個々の種の絶滅の危険度を評価してまとめたもの。</p> <p>【LOHAS (ロハス)】 健康と環境面を中心とした持続可能性を重視した生活スタイルのことで、Lifestyles Of Health And Sustainability の頭文字を取った言葉。</p>	<p>生産方法による農業のことで、有機農業の推進に関する法律第2条で定義されている。</p> <p>《う行》 【ラムサール条約】 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約。昭和46（1971）年にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択された。この条約は、特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的としている。また、産業や地域の人々の生活とバランスのとれた保全を進めるために、湿地の賢明な利用（ワイズユース）を提唱している。昭和50（1975）年に条約を発効し、日本は昭和55（1980）年に締約国となった。</p> <p>【リスクコミュニケーション】 環境リスクなどの化学物質などに関する正確な情報を住民、事業者、行政等の全ての者が共有しつつ、意思疎通と相互理解を図ること。</p> <p>【林地未利用材】 伐採された木材のうち、未利用のまま林地に残置されている間伐材や枝条等。</p> <p>【レッドリスト】 絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのことで、国際的には国際自然保護連合(IUCN)が、国内では環境省のほか地方公共団体やNGOなどが作成。環境省のレッドリストは、日本に生息する野生生物について、生物学的な観点から個々の種の絶滅の危険度を評価してまとめたもの。</p>	

指標群一覧

指標群一覧

1 地球環境保全に関する指標群

1 地球環境保全に関する指標群

【指標】

【指標】

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
温室効果ガス排出量	二酸化炭素、メタンなど地球温暖化の原因となる温室効果ガスの年間排出量の合計値(二酸化炭素重量換算)	6,366万t-CO ₂ (H2)	5,919万t-CO ₂ (H32)	目標数値は、平成26年度に改定した「地球温暖化対策推進計画」と同じ設定としています。同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。
新エネルギー導入量 発電分野 (発電電力量)	太陽光、風力、バイオマス、地熱などの新エネルギーの導入量(発電分野)	5,866百万kWh(H24)	8,115百万kWh(H32)	目標数値は、平成25年度に策定した「新エネルギー導入拡大に向けた基本方向」と同じ設定としています。同基本方向の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。
新エネルギー導入量 熱利用分野	バイオマス、地熱などの新エネルギーの導入量(熱利用分野)	12,257TJ(H24)	20,133TJ(H32)	目標数値は、平成25年度に策定した「新エネルギー導入拡大に向けた基本方向」と同じ設定としています。同基本方向の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。

(※検討中)

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
温室効果ガス排出量	二酸化炭素、メタンなど地球温暖化の原因となる温室効果ガスの年間排出量の合計値(二酸化炭素重量換算)	6,582万t-CO ₂ (H2)	6,099万t-CO ₂ (R2)	目標数値は、平成26年度に改定した「地球温暖化対策推進計画」と同じ設定としています。 <u>(温室効果ガス排出量について算定に使用する統計が過去に遡って改訂されたため算定し直しています)</u> 。同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。
新エネルギー導入量 発電分野 (発電電力量)	太陽光、風力、バイオマス、地熱などの新エネルギーの導入量(発電分野)	5,866百万kWh(H24)	8,115百万kWh(R2)	目標数値は、平成25年度に策定した「新エネルギー導入拡大に向けた基本方向」と同じ設定としています。同基本方向の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。
新エネルギー導入量 熱利用分野	バイオマス、地熱などの新エネルギーの導入量(熱利用分野)	12,257TJ(H24)	20,133TJ(R2)	目標数値は、平成25年度に策定した「新エネルギー導入拡大に向けた基本方向」と同じ設定としています。同基本方向の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。

【個別指標】

【個別指標】

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
森林の蓄積と地球温暖化防止機能	森林の蓄積(森林を構成する樹木の幹の部分の体積)及びその蓄積による炭素の量	蓄積743百万m ³ 炭素貯蔵量297百万t-C相当(H23)	蓄積961百万m ³ 炭素貯蔵量384百万t-C相当(H44)	目標数値は、平成24年度に策定した「森林づくり基本計画」と同じ設定としています。同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
森林の蓄積と地球温暖化防止機能	森林の蓄積(森林を構成する樹木の幹の部分の体積)及びその蓄積による炭素の量	蓄積782百万m ³ 炭素貯蔵量310百万t-C相当(H27)	蓄積835百万m ³ 炭素貯蔵量329百万t-C相当(R8)	目標数値は、平成28年度に策定した「森林づくり基本計画」と同じ設定としています。同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。

【補足データ】

【補足データ】

名称	概要
一人当たりの二酸化炭素排出量	全道の二酸化炭素排出量を、一人当たりに換算したもの
部門別二酸化炭素排出量	部門別(エネルギー転換、産業、民生(家庭)、民生(業務)、運輸、工業プロセス、廃棄物)の二酸化炭素排出量
環境効率性	道内の二酸化炭素排出量を、道内総生産(GDP)で割ったもの 経済成長の程度に対する環境負荷の増減状況を表しており、数値が下がるほど、経済規模に比して環境負荷が少ない(効率が良い)
低公害車の普及台数	ハイブリッド自動車、圧縮天然ガス自動車、電気自動車、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車の普及台数
産業部門エネルギー消費原単位	各部門の活動量1単位当たりの最終エネルギー消費量 【「新エネルギー導入拡大に向けた基本方向」目標値】
家庭部門エネルギー消費原単位	
業務部門エネルギー消費原単位	
運輸部門エネルギー消費原単位	
フロン排出抑制法に基づくフロン類の回収量・破壊量	道内におけるフロン類の回収量及び破壊量

名称	概要
一人当たりの二酸化炭素排出量	全道の二酸化炭素排出量を、一人当たりに換算したもの
部門別二酸化炭素排出量	部門別(エネルギー転換、産業、民生(家庭)、民生(業務)、運輸、工業プロセス、廃棄物)の二酸化炭素排出量
環境効率性	道内の二酸化炭素排出量を、道内総生産(GDP)で割ったもの 経済成長の程度に対する環境負荷の増減状況を表しており、数値が下がるほど、経済規模に比して環境負荷が少ない(効率が良い)
低公害車の普及台数	ハイブリッド自動車、圧縮天然ガス自動車、電気自動車、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車の普及台数
産業部門エネルギー消費原単位	各部門の活動量1単位当たりの最終エネルギー消費量 【「新エネルギー導入拡大に向けた基本方向」目標値】
家庭部門エネルギー消費原単位	
業務部門エネルギー消費原単位	
運輸部門エネルギー消費原単位	
フロン排出抑制法に基づくフロン類の回収量・破壊量	道内におけるフロン類の回収量及び破壊量

・直近の計画反映

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版					新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)					主な変更点
2 循環型社会形成に関する指標群					2 循環型社会形成に関する指標群					
【指標】					【指標】					
名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方	名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方	
循環利用率	社会に投入される天然資源などの投入量のうち、循環資源（再使用・再生利用された資源）が占める割合	14.5% (H24)	16% (H31)	目標数値は、平成26年度に改定した「循環型社会形成推進基本計画」と同じ設定としています。 同計画の改定等があった場合は、それに 応じて見直すこととします。	循環利用率	社会に投入される天然資源などの投入量のうち、循環資源（再使用・再生利用された資源）が占める割合	15.7% (H29)	17% (R6)	目標数値は、令和元年度に策定した「循環型社会形成推進基本計画(第2次)」と同じ設定としています。 同計画の改定等があった場合は、それに 応じて見直すこととします。	
最終処分量	一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分量の合計	112万t (H24)	86万t (H31)		最終処分量	一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分量の合計	100万t (H29)	82万t 以下 (R6)		
廃棄物系バイオマス利活用率	家畜ふん尿、食品廃棄物、紙類・紙くすなどの廃棄物系バイオマスの発生量のうち、利活用された割合（炭素量換算）	88.2% (H24)	90% (H31)		廃棄物系バイオマス利活用率	家畜ふん尿、食品廃棄物、紙類・紙くすなどの廃棄物系バイオマスの発生量のうち、利活用された割合（炭素量換算）	89.8% (H28)	90% (R4)		
未利用バイオマス利活用率	稲わら、もみ殻、林地未利用材などの未利用バイオマスの発生量のうち、利活用された割合（炭素量換算）	60.4% (H24)	70% (H31)		未利用バイオマス利活用率	稲わら、もみ殻、林地未利用材などの未利用バイオマスの発生量のうち、利活用された割合（炭素量換算）	71.5% (H28)	70% (R4)		
【個別指標】					【個別指標】					
名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方	名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方	
一般廃棄物の排出量(一人1日当たり)	家庭などからのごみ(一般廃棄物)の総排出量を一人1日当たり換算したもの	1,004 g/人・日 (H24)	940 g/人・日 (H31)	目標数値は、平成26年度に改定した「循環型社会形成推進基本計画」と同じ設定としています。 同計画の改定等があった場合は、それに 応じて見直すこととします。	一般廃棄物の排出量(一人1日当たり)	家庭などからのごみ(一般廃棄物)の総排出量を一人1日当たり換算したもの	961 g/人・日 (H29)	900 g/人・日 (R6)	目標数値は、令和元年度に策定した「循環型社会形成推進基本計画(第2次)」と同じ設定としています。 同計画の改定等があった場合は、それに 応じて見直すこととします。	
産業廃棄物の排出量	道内における産業廃棄物の排出量	3,875 万t (H24)	3,900 万t (H31)		産業廃棄物の排出量	道内における産業廃棄物の排出量	3,874 万t (H29)	3,750 万t 以下 (R6)		
一般廃棄物のリサイクル率	一般廃棄物の排出量のうち、リサイクルされた割合	23.6% (H24)	30% (H31)		一般廃棄物のリサイクル率	一般廃棄物の排出量のうち、リサイクルされた割合	24.3% (H29)	30% (R6)		
産業廃棄物の再生利用率	産業廃棄物の排出量のうち、再生利用(リサイクル)された割合	55.9% (H24)	57% (H31)		産業廃棄物の再生利用率	産業廃棄物の排出量のうち、再生利用(リサイクル)された割合	55.5% (H29)	57%以上 (R6)		
【補足データ】					【補足データ】					
名称	概要				名称	概要				
資源生産性	道内総生産(GDP)を道内の天然資源等投入量(道内で採取・投入された天然資源及び道外から輸移入された物品の総量)で割ったもの 経済成長の程度に対する環境負荷の増減状況を表しており、数値が下がるほど、経済規模に比して環境負荷が少ない(効率が良い) 【「循環型社会形成推進基本計画」補助指標】				資源生産性	道内総生産(GDP)を道内の天然資源等投入量(道内で採取・投入された天然資源及び道外から輸移入された物品の総量)で割ったもの 経済成長の程度に対する環境負荷の増減状況を表しており、数値が下がるほど、経済規模に比して環境負荷が少ない(効率が良い) 【「循環型社会形成推進基本計画」補助指標】				
産業廃棄物処理業者の優良認定業者数	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業者のうち、優良認定事業者として認定された事業者数 【「循環型社会形成推進基本計画」補助指標】				産業廃棄物処理業者の優良認定業者数	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業者のうち、優良認定事業者として認定された事業者数 【「循環型社会形成推進基本計画」補助指標】				
廃棄物系バイオマスの種別ごとの発生量及び利活用量	バイオマスの種別(紙類、生ごみ、し尿等、有機性汚泥、下水汚泥、紙くす、木くす、動植物性残渣、家畜ふん尿)ごとの発生量及び利活用量				廃棄物系バイオマスの種別ごとの発生量及び利活用量	バイオマスの種別(紙類、生ごみ、し尿等、有機性汚泥、下水汚泥、紙くす、木くす、動植物性残渣、家畜ふん尿)ごとの発生量及び利活用量				
未利用バイオマスの種別ごとの発生量及び利活用量	バイオマスの種別(稲わら、もみ殻、麦かん、林地未利用材)ごとの発生量及び利活用量				未利用バイオマスの種別ごとの発生量及び利活用量	バイオマスの種別(稲わら、もみ殻、麦かん、林地未利用材)ごとの発生量及び利活用量				
バイオガスプラント施設数	道内で稼働中の家畜ふん尿及び都市廃棄物系(下水汚泥、し尿、生ごみ等)のバイオガスプラントの施設数 【「循環型社会形成推進基本計画」補助指標】				バイオガスプラント施設数	道内で稼働中の家畜ふん尿及び都市廃棄物系(下水汚泥、し尿、生ごみ等)のバイオガスプラントの施設数 【「循環型社会形成推進基本計画」補助指標】				
バイオマス活用推進計画等策定市町村数	バイオマス活用推進基本法に基づく「バイオマス活用推進計画」及びバイオマス産業都市構想などのバイオマス関連計画を策定した市町村の数(累積) 【「循環型社会形成推進基本計画」取組指標】				バイオマス活用推進計画等策定市町村数	バイオマス活用推進基本法に基づく「バイオマス活用推進計画」及びバイオマス産業都市構想などのバイオマス関連計画を策定した市町村の数(累積) 【「循環型社会形成推進基本計画」取組指標】				
認定リサイクル製品数	「北海道リサイクル製品認定制度」において認定されたリサイクル製品の数 【「循環型社会形成推進基本計画」取組指標】				認定リサイクル製品数	「北海道リサイクル製品認定制度」において認定されたリサイクル製品の数 【「循環型社会形成推進基本計画」取組指標】				
グリーン購入の全庁的実施市町村数	市役所・町村役場のうち、全庁的にグリーン購入を実施している市町村の数 【「循環型社会形成推進基本計画」取組指標】				グリーン購入の全庁的実施市町村数	市役所・町村役場のうち、全庁的にグリーン購入を実施している市町村の数 【「循環型社会形成推進基本計画」取組指標】				

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版					新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)					主な変更点
3 自然環境保全に関する指標群					3 自然環境保全に関する指標群					<ul style="list-style-type: none"> 点検・評価の状況反映
【個別指標】					【個別指標】					
名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方	名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方	
犬・ねこの安楽殺処分頭数	動物愛護法に基づき、道及び市町村が所有者や拾得者から引き取った犬・ねこのうち、新たな飼い主が見つからずに安楽殺処分となった頭数	9,786頭 (H18)	1,000頭 (H32) 【暫定】	目標数値は、平成19年度に策定した「動物愛護管理推進計画」と同じ設定(4,893頭(H29))としていましたが、この改定計画の策定時点で既に目標値を達成しているため、暫定的な目標として設定したものです(基準年から現在までの減少率(年平均))を維持することとして設定。 同計画の改定等があった場合は、それに依りて見直すこととします。	犬・ねこの安楽殺処分頭数	動物愛護法に基づき、道及び市町村が所有者や拾得者から引き取った犬・ねこのうち、新たな飼い主が見つからずに安楽殺処分となった頭数	1,158頭 (H28)	579頭 (R9)	目標数値は、平成29年度に策定した「 <u>第2次</u> 動物愛護管理推進計画」と同じ設定とします。 同計画の改定等があった場合は、それに依りて見直すこととします。	
エゾシカ個体数指数(東部)	東部地域(オホーツク、十勝、釧路、根室)におけるエゾシカの個体数指数(H5を100とした場合の毎年の生息動向を相対的に示した数値)	120 (H24)	50 (H28)	目標数値は、平成23年度に策定した「エゾシカ管理計画(第4期)」と同じ設定としています。 同計画の改定等があった場合は、それに依りて見直すこととします。	エゾシカ個体数指数(東部)	東部地域(オホーツク、十勝、釧路、根室)におけるエゾシカの個体数指数(H5を100とした場合の毎年の生息動向を相対的に示した数値)	92 (H27)	50 (R3)	目標数値は、平成28年度に策定した「エゾシカ管理計画(第5期)」と同じ設定としています。 同計画の改定等があった場合は、それに依りて見直すこととします。	
エゾシカ個体数指数(西部)	西部地域(石狩、空知、上川、留萌、宗谷、日高、胆振)におけるエゾシカの個体数指数(H12:100)	290 (H24)	200 (H28)	※ 基準(H24)の指数は、エゾシカ管理計画(第4期)策定時の推定値です。	エゾシカ個体数指数(西部)	西部地域(石狩、空知、上川、留萌、宗谷、日高、胆振)におけるエゾシカの個体数指数(H12:100)	247 (H27)	150 (R3)	※ 基準(H27)の指数は、エゾシカ管理計画(第5期)策定時の推定値です。	
【補足データ】					【補足データ】					<ul style="list-style-type: none"> 点検・評価の状況反映
名称	概要				名称	概要				
すぐれた自然地域の面積	自然公園(国立公園・国定公園・道立自然公園)及び自然環境保全地域等の面積合計				すぐれた自然地域の面積	自然公園(国立公園・国定公園・道立自然公園)及び自然環境保全地域等の面積合計				
森林所有者等が生物多様性保全のため特に森林の整備・保全を行う面積	生物多様性保全のための森林整備・保全を行う森林として、「生物多様性ゾーン」に設定する面積 【「森林づくり基本計画」関連指標】【「生物多様性保全計画」関連指標】				森林所有者等が生物多様性保全のため特に森林の整備・保全を行う面積	生物多様性保全のための森林整備・保全を行う森林として、「生物多様性ゾーン」に設定する面積 【「森林づくり基本計画」関連指標】【「生物多様性保全計画」関連指標】				
一人当たり広域公園都市面積	道内の都市公園のうち、広域公園に分類される公園(国営+道立)の供用面積を、一人当たりに換算したもの 【「公園緑地計画」目標】【「生物多様性保全計画」関連指標】				一人当たり広域公園都市面積	道内の都市公園のうち、広域公園に分類される公園(国営+道立)の供用面積を、一人当たりに換算したもの 【「公園緑地計画」目標】【「生物多様性保全計画」関連指標】				
道立公園利用者数	都市公園のうち道立都市公園の利用者数				道立公園利用者数	都市公園のうち道立都市公園の利用者数				
水辺に親しめる河川空間整備数	「水辺の楽校」や「ふるさとの川整備事業」などにより、水辺に集い憩える場が整備された河川の数(累積)				水辺に親しめる河川空間整備数	「水辺の楽校」や「ふるさとの川整備事業」などにより、水辺に集い憩える場が整備された河川の数(累積)				
道民との協働により育てる樹木の本数	道民参加型イベントなどにおいて、協働により植樹・育樹された樹木の本数 【「森林づくり基本計画」関連指標】【「生物多様性保全計画」関連指標】				道民との協働により育てる樹木の本数	道民参加型イベントなどにおいて、協働により植樹・育樹された樹木の本数 【「森林づくり基本計画」関連指標】【「生物多様性保全計画」関連指標】				
景観行政団体移行市町村数	景観法に定める景観行政団体となっている道内の市町村の数 【「景観形成ビジョン」指標】				景観行政団体移行市町村数	景観法に定める景観行政団体となっている道内の市町村の数				
自然公園利用者数	自然公園(国立公園・国定公園・道立自然公園)の利用者数				自然公園利用者数	自然公園(国立公園・国定公園・道立自然公園)の利用者数				
自然保護監視員等の人数と監視延べ日数	自然保護監視員、鳥獣保護員、希少野生動物保護監視員等の人数と監視延べ日数 【「生物多様性保全計画」参考データ】				自然保護監視員等の人数と監視延べ日数	自然保護監視員、鳥獣保護員、希少野生動物保護監視員等の人数と監視延べ日数 【「生物多様性保全計画」参考データ】				
タンチョウの生息数	タンチョウの生息状況の一斉調査(毎年度1月実施)において、観察された羽数の3年平均値				タンチョウの生息数	タンチョウの生息状況の一斉調査(毎年度1月実施)において、観察された羽数の3年平均値				
野生動物種の目録を作成した分類群の数	植物・哺乳類・鳥類といった生物分類群ごとに道内に生息・生育する野生動物種の目録を作成した数 【「生物多様性保全計画」参考データ】				野生動物種の目録を作成した分類群の数	植物・哺乳類・鳥類といった生物分類群ごとに道内に生息・生育する野生動物種の目録を作成した数 【「生物多様性保全計画」参考データ】				
「アライグマ防除実施計画」の策定市町村数	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)に基づき「アライグマ防除実施計画」を策定した市町村の数 【「生物多様性保全計画」関連指標】				「アライグマ防除実施計画」の策定市町村数	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)に基づき「アライグマ防除実施計画」を策定した市町村の数 【「生物多様性保全計画」関連指標】				
エゾシカ捕獲数及び農林業被害額	許可捕獲と狩猟捕獲をあわせたエゾシカ捕獲数とエゾシカによる農林業被害額 【「生物多様性保全計画」参考データ】				エゾシカ捕獲数及び農林業被害額	許可捕獲と狩猟捕獲をあわせたエゾシカ捕獲数とエゾシカによる農林業被害額 【「生物多様性保全計画」参考データ】				
エゾシカ推定生息数	個体数指数から推定したエゾシカ推定生息数				エゾシカ推定生息数	個体数指数から推定したエゾシカ推定生息数				
狩猟免許所持者数	エゾシカやヒグマ対策などの担い手となる狩猟免許所持者の数 【「生物多様性保全計画」参考データ】				狩猟免許所持者数	エゾシカやヒグマ対策などの担い手となる狩猟免許所持者の数 【「生物多様性保全計画」参考データ】				
					エゾシカ個体数指数(南部)	南部地域(後志、渡島、檜山)におけるエゾシカの個体数指数(H23:100)				
					エゾシカ推定生息数	個体数指数から推定したエゾシカ推定生息数				
					狩猟免許所持者数	エゾシカやヒグマ対策などの担い手となる狩猟免許所持者の数 【「生物多様性保全計画」参考データ】				

4 地域環境の確保に関する指標群

【指標】

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
大気環境基準達成率	大気汚染測定局における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準の達成割合	100% (H25)	100% (H32)	環境基準は、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものであるため、すべての測定地点での環境基準達成（又はその維持）を目標としています。
水質環境基準達成率	環境基準の類型当てはめをしている公共用水域（河川、湖沼、海域）の環境基準（BOD 又はCOD）の達成割合	91.6% (H26)	100% (H32)	
騒音に関する環境基準達成率（一般地域、自動車、航空機）	一般地域の騒音、自動車騒音、航空機騒音に関する環境基準の達成割合	一般地域 90.5% (H26) 自動車 97.3% (H26) 航空機 50.0% (H26)	100% (H32)	

【個別指標】

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
化学物質（ダイオキシン類）環境基準達成率	ダイオキシン類による汚染状況（大気、水質、土壌）に関する環境基準の達成割合	100% (H26)	100% (H32)	環境基準は、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものであるため、すべての測定地点での環境基準達成（又はその維持）を目標としています。

【補足データ】

名称	概要
地下水環境基準の達成状況	地下水水質常時監視の「概況調査（地域全体の地下水水質を把握するための調査）」及び「継続監視調査（汚染を継続的に監視するための調査）」における調査地点数及び環境基準達成率
汚水処理人口普及率	道内人口のうち、下水道、農業集落排水、漁業集落排水、合併処理浄化槽が整備されている区域の人口の割合 【「全道みな下水道構想Ⅲアクションプログラム」整備目標】
健全な水循環確保のための流域環境保全計画策定数	健全な水循環の確保に向けて、「流域環境保全計画」を策定した流域の数
PRTR法に基づく届出排出量及び移動量	PRTR法に基づき届出された、462種類の化学物質の環境への排出量及び事業所外への移動量（合計）
公害苦情件数	地域住民から市町村や道の窓口に寄せられた公害苦情件数

4 地域環境の確保に関する指標群

【指標】

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
大気環境基準達成率	大気汚染測定局における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準の達成割合	100% (H30)	100% (R12)	環境基準は、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものであるため、すべての測定地点での環境基準達成（又はその維持）を目標としています。
水質環境基準達成率	環境基準の類型当てはめをしている公共用水域（河川、湖沼、海域）の環境基準（BOD 又はCOD）の達成割合	91.2% (H30)	100% (R12)	
騒音に関する環境基準達成率（一般地域、自動車、航空機）	一般地域の騒音、自動車騒音、航空機騒音に関する環境基準の達成割合	一般地域 93.3% (H30) 自動車 97.1% (H30) 航空機 50.0% (H30)	100% (R12)	

【個別指標】

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
化学物質（ダイオキシン類）環境基準達成率	ダイオキシン類による汚染状況（大気、水質、土壌）に関する環境基準の達成割合	100% (H30)	100% (R12)	環境基準は、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものであるため、すべての測定地点での環境基準達成（又はその維持）を目標としています。

【補足データ】

名称	概要
地下水環境基準の達成状況	地下水水質常時監視の「概況調査（地域全体の地下水水質を把握するための調査）」及び「継続監視調査（汚染を継続的に監視するための調査）」における調査地点数及び環境基準達成率
汚水処理人口普及率	道内人口のうち、下水道、農業集落排水、漁業集落排水、合併処理浄化槽が整備されている区域の人口の割合 【「全道みな下水道構想Ⅳアクションプログラム」整備目標】
健全な水循環確保のための流域環境保全計画策定数	健全な水循環の確保に向けて、「流域環境保全計画」を策定した流域の数
PRTR法に基づく届出排出量及び移動量	PRTR法に基づき届出された、462種類の化学物質の環境への排出量及び事業所外への移動量（合計）
公害苦情件数	地域住民から市町村や道の窓口に寄せられた公害苦情件数

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版					新 環境基本計画 [第3次計画] (事務局案)					主な変更点
5 各分野に共通する施策に関する指標群					5 共通の・基盤的な施策に関する指標群					<ul style="list-style-type: none"> 個別計画に係る検討状況を踏まえて記載修正 個別計画に係る検討状況を踏まえて記載修正 (環境管理システムの認証取得事業所数は補足データに変更、YES!clean表示制度登録生産集団数は同作付面積に変更) 個別計画に係る検討状況を踏まえて記載修正
【指標】					【指標】					
名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方	名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方	
「環境配慮活動実践者」の割合	道民意識調査において、「日常生活において環境に配慮した行動をしていますか」という問いに対して、「十分行動している」または「やや行動している」と回答した人の割合	76.8% (H25)	80% (H32)	目標数値は70% (H29)と設定していましたが、この改定計画の策定時点で既に目標値を達成しているため、見直したものです (平成25年度調査の現状値である76.8%を念頭に設定)。当該指標は、この分野の個別計画である「環境教育等行動計画」においても採用されているため、同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。	「環境配慮活動実践者」の割合	道民意識調査において、「日常生活において環境に配慮した行動をしていますか」という問いに対して、「十分行動している」または「やや行動している」と回答した人の割合	76.8% (H25)	70% (R5)	目標数値は平成25年度に策定した「環境教育等行動計画」と同じ設定とし、目標達成年度については目標値の達成年度 (H29)を過ぎているため上記計画の終期 (R5)とします。 同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。	
道の事務・事業における温室効果ガスの排出量	道の事務・事業において排出される温室効果ガスの排出量 (二酸化炭素重量換算)	297,100 t-CO ₂ (H26)	281,100 t-CO ₂ (H32)	目標数値は平成27年度に策定した「第4期 道の事務・事業に関する実行計画」と同じ設定としています。同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。	道の事務・事業における温室効果ガスの排出量	道の事務・事業において排出される温室効果ガスの排出量 (二酸化炭素重量換算)	297,100 t-CO ₂ (H26)	281,100 t-CO ₂ (R2)	目標数値は平成27年度に策定した「第4期 道の事務・事業に関する実行計画」と同じ設定としています。同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。	
					(※検討中)					
【個別指標】					【個別指標】					
名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方	名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方	
環境管理システムの認証取得事業所数	3種類の環境管理システム (国際規格のISO14001、中小企業向けのエコアクション21)、北海道独自のHES (北海道環境マネジメントシステム・スタンダード)の認証を取得している道内事業所数の合計 (累積)	651事業所 (H25)	780事業所 (H32)	目標数値は、780事業所 (H29)と設定していましたが、平成29年度における目標値の達成は困難な見込みのため、目標の達成年度を見直したものです。当該指標は、この分野の個別計画である「環境教育等行動計画」においても採用されているため、同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。	YES!clean 作付面積	化学肥料・化学合成農薬の使用の削減など一定の基準を満たして生産・出荷される「YES!clean」農産物の作付面積	17,734 ha (H30)	20,000 ha (R6)	目標数値は、令和元年度に策定した「グリーン農業推進計画 (第7期)」と同じ設定としています。同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。	
YES!clean表示制度登録生産集団数	化学肥料・化学合成農薬の使用の削減など一定の基準を満たして生産・出荷される「YES!clean」農産物の生産に取り組む生産集団	397生産集団 (H25)	480生産集団 (H31)	目標数値は、平成26年度に策定した「グリーン農業推進計画 (第6期)」と同じ設定としています。同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。						
【補足データ】					【補足データ】					
名称	概要				名称	概要				
グリーン・ビズ認定制度による登録・認定事業所数	環境に配慮した取組を自主的に行う「グリーン・ビズ認定制度」に基づく登録・認定事業所数				環境管理システムの認証取得事業所数	3種類の環境管理システム (国際規格のISO14001、中小企業向けのエコアクション21)、北海道独自のHES (北海道環境マネジメントシステム・スタンダード)の認証を取得している道内事業所数の合計 (累積)				
道におけるグリーン購入調達率	道が策定する「環境物品等調達方針」に定める全ての品目について、品目ごとの環境物品等調達率 (総調達量に占める環境物品等調達量の割合)を単純平均したもの				グリーン・ビズ認定制度による登録・認定事業所数	環境に配慮した取組を自主的に行う「グリーン・ビズ認定制度」に基づく登録・認定事業所数				
北のグリーン農産物 (Yes!clean) の作付面積	化学肥料・化学合成農薬の使用の削減など一定の基準を満たして生産・出荷される「YES!clean」農産物の作付面積 【「グリーン農業推進計画 (第6期)」目標指標】				道におけるグリーン購入調達率	道が策定する「環境物品等調達方針」に定める全ての品目について、品目ごとの環境物品等調達率 (総調達量に占める環境物品等調達量の割合)を単純平均したもの				
道内のエコファーマー認定数	持続性の高い農業清算方式の導入の促進に関する法律に基づき、①堆肥等施用技術、②化学肥料低減技術、③化学農薬低減技術の3つの技術をすべて用いる導入計画を作成し、作物毎に認定を受けた農業者 (エコファーマー)の認定数				道内のエコファーマー認定数	持続性の高い農業清算方式の導入の促進に関する法律に基づき、①堆肥等施用技術、②化学肥料低減技術、③化学農薬低減技術の3つの技術をすべて用いる導入計画を作成し、作物毎に認定を受けた農業者 (エコファーマー)の認定数				
有機農業に取り組む農家戸数	有機農業に取り組む農家戸数 (非有機JAS認定農家も含む) 【「グリーン農業推進計画 (第6期)」目標指標】				有機農業取組面積	有機農業に取り組む面積 【「グリーン農業推進計画 (第7期)」目標指標】				
北方型住宅としてデータ登録された戸数	高断熱・高気密・高耐久など一定の基準を満たし、北方型住宅として、1年間に新たにデータの登録・保管が行われた住宅戸数 【「住生活基本計画」指標】				北方型住宅としてデータ登録された戸数	高断熱・高気密・高耐久など一定の基準を満たし、北方型住宅として、1年間に新たにデータの登録・保管が行われた住宅戸数 【「住生活基本計画」指標】				
長期優良住宅の認定戸数	長期優良住宅の普及の促進に関する法律が定める、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅として認定を受けた住宅の戸数				長期優良住宅の認定戸数	長期優良住宅の普及の促進に関する法律が定める、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅として認定を受けた住宅の戸数				
環境分野における海外からの研修受入人数	環境分野において、JICAの研修などにより海外から道が受け入れた研修人数				環境分野における海外からの研修受入人数	環境分野において、JICAの研修などにより海外から道が受け入れた研修人数				

